

# 令和8年度版

# 中小企業等支援施策の手引き

秋田県中小企業振興条例に基づいて、中小企業を応援しています！



令和8年3月

秋田県 産業労働部

産業政策課

商工業振興課

輸送機産業振興室

産業集積課

新産業創造課

クリーンエネルギー産業振興課

雇用労働政策課

公営企業課

産業技術センター

人口戦略部

移住・定住促進課

男女共同参画推進課

観光文化スポーツ部

県産品振興課

総合食品研究センター

生活環境部

温暖化対策課

公益財団法人 あきた企業活性化センター

※注：各事業の課所名は令和8年4月1日以降の新組織名称を記載しています。  
当該課所へのお問い合わせにつきましては、4月1日以降に県のホームページ  
で連絡先をご確認いただきますようお願いいたします。

## ■目次

分類	制度名	頁	
掲載する補助金の説明	<a href="#">県補助金の手続きの流れ（一般的なパターン）</a>	4	
	<a href="#">県補助金の注意点（一般的なパターン）</a>	5	
補助金	新規に開業・開店したい	<a href="#">1. 起業支援事業（若者起業家応援枠）</a>	6
		<a href="#">2. 起業支援事業（地域課題解決枠）</a>	7
		<a href="#">3. スタートアップ成長加速化事業費補助金【新規】</a>	8
		<a href="#">4. 県外スタートアップ実証・実装支援</a>	9
	商品・新技術の研究開発に取り組みたい	<a href="#">5. あきた中小企業みらい応援ファンド事業</a>	10
		<a href="#">6. あきた農商工応援ファンド事業</a>	11
		<a href="#">7. 環境調和型産業集積支援事業</a>	12
		<a href="#">8. 社会課題型商品開発協働事業</a>	13
		<a href="#">9. 好循環サイクル促進研究開発支援事業</a>	14
	海外に進出したい	<a href="#">10. 海外展開支援事業（一般枠）</a>	15
		<a href="#">11. 海外展開支援事業（はじめの一步応援枠）</a>	16
		<a href="#">12. 秋田の輸出牽引企業等連携促進事業（クラスター枠）【新規】</a>	17
	経営基盤・競争力の強化を図りたい	<a href="#">13. 次世代にツナグM&amp;A加速化支援事業</a>	18
		<a href="#">14. ものづくり経営戦略強化支援事業【新規】</a>	19
		<a href="#">15. 地域収益力向上支援事業【新規】</a>	20
		<a href="#">16. ヘルスケアビジネス臨時支援事業【新規】</a>	21
		<a href="#">17. はばたく中小企業投資促進事業</a>	22
		<a href="#">18. 好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業</a>	23
		<a href="#">19. デジタルを活用した食のリーディングカンパニー育成支援事業</a>	24
		<a href="#">20. 中小企業デジタル化導入支援事業【新規】</a>	25
		<a href="#">21. 秋田の物流体制構築加速化事業</a>	26
		企業の拠点設置、工場の新増設を行いたい	<a href="#">22. 情報関連産業立地促進事業</a>
	<a href="#">23. あきた企業立地促進助成事業（設備投資支援型）</a>		28
	<a href="#">24. あきた企業立地促進助成事業（事業集約支援型）</a>		29
	<a href="#">25. あきた企業立地促進助成事業（環境・エネルギー型、資源素材型）</a>		30
	<a href="#">26. 本社機能等移転促進事業</a>		31
	人材を確保・育成したい	<a href="#">27. プロフェッショナル人材活用促進事業</a>	32
		<a href="#">28. 副業・兼業人材等活用促進事業</a>	33
		<a href="#">29. 外国人材定着支援事業費補助金</a>	34
		<a href="#">30. キャリアアップ促進事業</a>	35
		<a href="#">31. 中核人材育成支援事業</a>	36
	資源・エネルギー価格高騰対策をしたい	<a href="#">32. ものづくり革新総合支援事業（省エネ生産設備更新型）</a>	37
		<a href="#">33. 商業・サービス産業省エネ化等推進事業</a>	38
		<a href="#">34. 再エネ導入促進事業費補助金【新規】</a>	39
		<a href="#">35. 物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業</a>	40
経営課題の解決に取り組みたい	<a href="#">36. 男女ともに活躍できる職場づくり加速化事業（若年女性に魅力ある職場づくり加速化事業費補助金）</a>	41	
	<a href="#">37. 男女ともに活躍できる職場づくり加速化事業（秋</a>	42	

		<a href="#">田県えるぼしチャレンジ支援金</a>	
		<a href="#">38. 後継者等活動支援費補助金【新規】</a>	43
資 金	設備を取得したい	<a href="#">39. ふるさと融資（地域総合整備資金）</a>	44
	機械設備を導入したい	<a href="#">40. 秋田県機械類貸与制度</a>	45
	工場を新增設したい	<a href="#">41. 秋田県企業立地促進資金</a>	46
	経営基盤を強化したい	<a href="#">42. 高度化資金</a>	47
	※その他融資制度については、「秋田県の中小企業融資制度」冊子にてご確認ください。		
そ の 他	デジタル技術を活用 したい	<a href="#">43. 先進デジタル技術活用促進プログラム事業</a>	48
		<a href="#">44. Python で学ぶ AI プログラミング研修</a>	49
		<a href="#">45. 地域密着型DX支援事業</a>	50
	経営課題を解決した い	<a href="#">46. 伴走コーディネーター（食品製造）の配置</a>	51
		<a href="#">47. 食の「稼ぐ力」強化支援事業【新規】</a>	52
		<a href="#">48. 秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度</a>	53
		<a href="#">49. 秋田県よろず支援拠点</a>	54
		<a href="#">50. 価格転嫁専門家派遣事業【新規】</a>	55
		<a href="#">51. 専門家派遣事業</a>	56
		<a href="#">52. 秋田県プロフェッショナル人材戦略拠点</a>	57
		<a href="#">53. 生産性向上支援事業</a>	58
	人材を確保・育成し たい	<a href="#">54. 医療機器サプライチェーン参入支援事業</a>	59
		<a href="#">55. 次世代GX人材育成・交流プログラム【新規】</a>	60
		<a href="#">56. 職業能力開発支援事業</a>	61
		<a href="#">57. 産業技術センター 技術研修</a>	62
		<a href="#">58. 総合食品研究センター 技術研修</a>	63
		<a href="#">59. 移住支援金対象法人への登録</a>	64
		<a href="#">60. 外国人材受入サポートセンター運営事業</a>	65
		<a href="#">61. 産学官連携イノベーション人材育成事業</a>	66
	技術支援等の助言が ほしい	<a href="#">62. あきた企業連携型奨学金返還助成制度への登録</a>	67
<a href="#">63. 秋田県奨学金返還助成制度の「特定業種」の確認</a>		68	
<a href="#">64. 秋田県就活情報サイト「KocchAke!」への掲載</a>		69	
<a href="#">65. 研究開発コーディネーターの配置</a>		70	
<a href="#">66. 産業技術センター 技術支援</a>		71	
<a href="#">67. 産学官連携コーディネーターの配置</a>		72	
<a href="#">68. 総合食品研究センター 技術相談支援</a>		73	
<a href="#">69. 総合食品研究センター 受託・共同研究</a>		74	
経営革新計画制度を活用したい	<a href="#">70. 食品加工機器の相談窓口</a>	75	
販路及び取引の拡大 を図りたい	<a href="#">71. 経営革新計画承認制度</a>	76	
	<a href="#">72. 輸送機産業高度支援人材配置事業</a>	77	
	<a href="#">73. マッチングコーディネーター配置事業</a>	78	
	<a href="#">74. 販路開拓事業/受発注企業支援</a>	79	
	<a href="#">75. 秋田県産品テスト販売制度</a>	80	
	<a href="#">76. デジタル活用推進スタッフの配置</a>	81	
大学等と共同研究したい	<a href="#">77. 取引広がる！輸送機産業マッチング促進事業【新規】</a>	82	
資源・エネルギー価 格高騰対策をしたい	<a href="#">78. 産学官連携次世代イノベーション創出事業</a>	83	
割安な料金の電気や 環境に配慮した電気	<a href="#">79. 秋田県LED照明設備切替促進事業【新規】</a>	84	
	<a href="#">80. 秋田県営水力発電の電気を活用した電力料金プラン（東北電力(株)・東北電力フロンティア(株))</a>	85	

の供給を受けたい	<a href="#">81. 秋田県営水力発電の電気を活用した電力料金プラン (ローカルでんき(株))</a>	86
	<a href="#">82. 秋田県営水力発電の電気を活用した電力料金プラン ((株)かづのパワー)</a>	87
デザインに関する課題を解決したい	<a href="#">83. 産業デザイン活用促進事業</a>	88
知的財産権に関する課題を解決したい	<a href="#">84. 知的財産有効活用事業</a>	89
事業開始に事務所がほしい	<a href="#">85. 創業支援室 (貸し事務室)</a>	90
研究施設、設備機器を使用したい	<a href="#">86. 産業技術センター 施設・設備</a>	91
	<a href="#">87. 総合食品研究センター 施設・設備</a>	92
	<a href="#">88. 県庁第二庁舎3階「ACTIVE! スペース」</a>	93

## 掲載する補助金の説明

- 補助金とは、事業者が日頃具体的に検討されている事業を県がサポートするためのものです。
- 補助金の活用にあたっては、検討されている事業目的にあった補助金を選択することが重要です。
- 適切な補助金の選択や補助金の申請方法についてのご相談は県または最寄りの商工会等支援機関、(公財)あきた企業活性化センター、金融機関等にお気軽にご相談ください。

## 県補助金の手続きの流れ (一般的なパターン)

### STEP 1 情報収集

活用できそうな補助金を見つけたら、対象となるか応募要領等を確認します。県や支援機関等にもお気軽にご相談ください。

### STEP 2 応募 (申請)

事業内容をまとめ、申請 (計画) 書を作成  
⇒ 県や事務担当窓口へ提出します。

### STEP 3 審査

書類審査やプレゼンテーション審査を行います。

### STEP 4 採択

補助金を受けられる事業者を決定します。採択されないと補助金は受けられません。

### STEP 5 交付申請

採択された事業者は、交付申請書を作成して県等に提出します。

### STEP 6 交付決定

交付決定されれば、事業に取りかかれます。  
※交付決定を受けた後に契約や発注等をしないと、補助対象とならない場合が一般的です。

### STEP 7 事業開始

交付決定後、速やかに事業着手してください。  
※交付申請書の内容を変更する場合は必ず事前に県にご相談ください。

### STEP 8 事業終了・報告

事業期間内に補助対象事業を終了させ、実施した事業内容や成果をまとめた「実績報告書」を県等に提出します。

### STEP 9 完了検査

県等が申請内容どおりに事業が実施され、経費が適正に支出されたかチェックします。必要に応じて現地調査を行います。

### STEP10 請求・支払い

完了検査で適正に支出されていると認められた経費に対し、補助金を支払います。

## 県補助金の注意点（一般的なパターン）

### ①補助金の目的の確認

- 補助金ごとに目的は異なりますので、応募要領を確認しましょう。
- 目的外の補助金に応募しても採択されませんので、ご注意ください。

### ②補助対象者の確認

- 誰でも補助金を申請することができるわけではありませんので、応募要領等を確認しましょう。

### ③補助対象経費の確認

- 必ずしもすべての事業費が100%補助されるわけではありませんので、応募要領等を確認しましょう。

### ④応募期間の確認

- いつでも申請ができるわけではありませんので、補助金ごとに応募期間や応募方法を確認しましょう。

### ⑤応募の提出書類

- ほとんどの補助金には、指定の申請（計画）書のほか、直近2～3期分の財務諸表、定款及び履歴事項全部証明書の提出が必要となります。

### ⑥補助金は後払い

- ほとんどの補助金は後払い（精算払）となります。
- 補助金を前払いと勘違いすると事業の実施が困難になりますので、ご注意ください。

### ⑦発注・支払い時期の確認

- 補助金には事業期間を定めるのが一般的です。
- 事業期間内に発注・支出した経費以外は補助対象として認められないので、注意が必要です。

### ⑧事務処理の確認

- 補助金には事務処理がつきものです。
- 事業終了後、すみやかに実績報告書や支出証拠書類を提出する必要があります。
- 提出書類に不備があったり、目的外の支出があったりすると、補助金の支払いが拒否される場合があります。

# 1. 起業支援事業（若者起業家応援枠）

— 県内で新規起業する若者、学生に最大150万円を支援 —

## 1. 事業概要

県内で新規起業をめざす意欲ある若者を対象に、起業に必要な経費の一部を助成します。

## 2. 補助対象者

次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 県内で新たに起業する方、又は応募日から起算して起業後12か月以内の方
- ② 応募日時点で40歳未満であること（大学や短大等の在学生を含む）
- ③ 起業後の本店・本社等の主たる事業所等が県内にあること
- ④ 暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
- ⑤ その他知事が定める事項に該当しないこと

## 3. 補助対象事業

次の要件のすべてに該当する事業が対象となります。

- ① 事業計画が明確であり、優れたビジネスプランであること
- ② 起業の実現性が高い事業であること
- ③ 起業する事業の経営理念を有し、他の起業者の模範となる事業であること
- ④ 起業を予定している事業が農業や林業等に該当しないこと

## 4. 補助対象経費

設備費、機械器具費、構築物費等の事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、旅費、人件費 ただし、消費税分は補助対象経費から除きます。

## 5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の合計額の1/2以内で、かつ100万円以内  
※県内にAターン又は移住して起業する場合150万円以内

## 6. 事業期間

補助金の交付決定日から当該年度の2月末日

## 7. 提出書類

秋田県商工会連合会、各商工会議所が定める事業計画書等

## 8. 募集時期

第1回募集 令和8年4月上旬～6月12日（金）※予定  
(※ただし、事業の実施状況により第2回募集を行う場合があります)

## 9. 申し込み先

○最寄りの商工会・商工会議所

## 10. 問い合わせ先

○最寄りの商工会・商工会議所  
○秋田県産業労働部 新産業創造課 スタートアップチーム（4月1日～）  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
TEL：018-860-2225 E-Mail：shinsan@pref.akita.lg.jp

## 2. 起業支援事業（地域課題解決枠）

— 県内で地域課題を解決する事業計画で新規起業する方に最大150万円を支援 —

### 1. 事業概要

県内で地域課題を解決する事業計画で新規起業を目指している方に、起業に必要な経費の一部を助成します。

### 2. 補助対象者

次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 県内に居住している方、又は事業期間完了日までに県内に居住する方で、公募開始日以降、事業期間完了日までに県内で新たに起業する方
- ② 起業後の本店・本社等の主たる事業所等が県内にあること
- ③ 暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
- ④ その他知事が定める事項に該当しないこと

### 3. 補助対象事業

次の要件のすべてに該当する事業が対象となります。

- ① 事業計画が明確であり、優れたビジネスプランであること
- ② 起業の実現性が高い事業であること
- ③ 起業する事業の経営理念を有し、他の起業者の模範となる事業であること
- ④ 起業を予定している事業が農業や林業等に該当しないこと
- ⑤ 社会性、事業性及び必要性の要件を満たす社会的事業であること
- ⑥ デジタル技術を活用する事業であること

### 4. 補助対象経費

設備費、機械器具費、構築物費等の事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、旅費、人件費 ただし、消費税分は補助対象経費から除きます。

### 5. 補助率・補助金の額

事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、旅費、人件費の補助対象経費の合計額の1/2以内で、かつ150万円以内。

### 6. 事業期間

補助金の交付決定日から当該年度の2月末日

### 7. 提出書類

秋田県商工会連合会、各商工会議所が定める事業計画書等

### 8. 募集時期

第1回募集 令和8年4月上旬～6月12日（金）※予定

（※ただし、事業の実施状況により第2回募集を行う場合があります）

### 9. 申し込み先

○最寄りの商工会・商工会議所

### 10. 問い合わせ先

○最寄りの商工会・商工会議所

○秋田県産業労働部 新産業創造課 スタートアップチーム（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL：018-860-2225 E-Mail：shinsan@pref.akita.lg.jp

## 3. スタートアップ成長加速化事業費補助金【新規】

－創業初期のスタートアップの実証事業を支援します－

### 1. 事業概要

創業初期のスタートアップが実施するビジネスモデルの実証・検証を支援します。

### 2. 補助対象者

県が実施するアクセラレーションプログラムに採択された、県内に本社を置く概ね創業5年以内のスタートアップ

### 3. 補助要件

- ・対象事業 具体的なサービス・プロダクト・ビジネスアイデアの実証・検証
- ・対象経費 実証に要する外注費、謝金、旅費 等
- ・補助率 1 / 2 以内（学生は 4 / 5 以内）
- ・限度額 50 万円

### 4. 募集時期

アクセラレーションプログラムの募集：令和8年6月～（予定）

※詳細は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」や秋田県起業・スタートアップポータルサイト「A-STAY」でお知らせします。

### 5. 問い合わせ先

秋田県産業労働部 新産業創造課 スタートアップチーム（4月1日～）  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
TEL：018-860-2225 E-Mail:shinsan@pref.akita.lg.jp

## 4. 県外スタートアップ実証・実装支援

－県外スタートアップの実証・実装事業を支援します－

### 1. 事業概要

県外スタートアップが、社会課題や地域課題の解決に資するビジネスモデルの確立に向けて、県内フィールドを活用して実施する実証・実装事業を支援します。

### 2. 補助対象者

#### ①実証支援

県外に本社を置くスタートアップ（設立15年未満の株式会社で、未上場であること。）

#### ②実装支援

秋田県が実施する実証支援事業に採択されたことがある、県外に本社を置くスタートアップ

### 3. 補助要件

#### ①実証支援

- ・対象事業 県内の地域資源・フィールドを活用して行う実証事業
- ・対象経費 実証に要する旅費や外注委託費 等
- ・補助率 1／2以内
- ・限度額 100万円

#### ②実装支援

- ・対象事業 県内での実証等を経てブラッシュアップされたビジネスモデルの再検証や社会実装に向けた取組
- ・対象経費 再検証や社会実装に要する旅費や外注委託費 等
- ・補助率 1／2以内（立地認定制度(※)の認定を受けている場合は2／3以内)
- ・限度額 100万円

※県内での実証の取組を経て、県内に支店等を登記したスタートアップを県が認定する制度です。詳細は新産業創造課までお問い合わせください。

### 4. 募集時期

①実証支援 令和8年5月～10月（予定）

②実装支援 令和8年5～6月（予定）

※詳細は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」や秋田県起業・スタートアップポータルサイト「A-STAY」でお知らせします。

※予算の状況によっては、募集終了時期が早まる場合があります。

### 5. 問い合わせ先

秋田県産業労働部 新産業創造課 スタートアップチーム（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL：018-860-2225 E-Mail：shinsan@pref.akita.lg.jp

## 5. あきた中小企業みらい応援ファンド事業

—大学、公設試等との共同研究による新商品開発の取組などを支援—

### 1. 事業の目的

県内中小企業者等が、県内の大学、工業高等専門学校又は公設試験研究機関と連携し共同研究を行って取り組む新製品・技術の開発や生産工程の合理化等を支援します。

### 2. 助成対象者

秋田県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等

### 3. 助成要件・助成率・助成対象経費等

下線部分は令和8年度の変更箇所です。

事業区分	高度技術産業集積地域型	一般地域型
助成率・限度額	3/4 以内 上限 <u>350</u> 万円	2/3 以内 上限 <u>500</u> 万円
助成対象事業者	秋田市に主たる事業所等を有する  中小企業者（会社・個人・創業する方）・NPO法人・有限責任事業組合（本社が県外でも、事業を実施する事業所（工場等）が秋田県内であれば対象となります）	<u>秋田県内（秋田市を含む）</u> に主たる事業所等を有する
助成対象事業	高度技術又は新製品の開発や高度技術を利用した製品の高付加価値化、生産工程の合理化等のために、 <u>県内大学、工業高等専門学校又は公設試験研究機関と連携して研究開発を行う事業（県内研究機関と共同研究契約を締結して実施する事業）</u>	
助成対象経費	原材料及び消耗品費、機械装置費 <sup>※1※2</sup> 、工具器具費 <sup>※2</sup> 、外注加工費 <sup>※3</sup> 、 <u>旅費<sup>※4</sup></u> 、共同研究費、技術情報取得費、その他必要と認められる経費	
事業期間	1年以内で、交付決定通知書に定めた期間	
<u>交付申請下限額</u>	<u>100万円</u>	

※1 機械装置費の助成対象経費は助成対象経費総額の1/2を超えずかつ250万円を超えない範囲内。

※2 ファンド事業完了後、事業で研究開発したものの生産に限り、取得した機械装置や工具器具等を生産活動に転用することが可能です（事前にセンターの承認が必要です）。

※3 外注加工費の助成対象経費は助成対象経費総額の1/2を超えない範囲内。

※4 旅費の助成対象経費は30万円を超えない範囲内。

### 4. 募集時期

令和8年4月下旬頃～（予定）

詳細は確定次第、当センターホームページ等でお知らせします。

※申請書提出期限の2週間前までに、事前相談（面談）が必要です。

事前相談がない場合、申請を受け付けることはできません。



事業ページ

### 5. 申し込み・問い合わせ先



公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階



新事業・設備支援課 TEL 018-860-5702 FAX 018-860-5612 E-Mail: setsubi-ken@bic-akita.or.jp

## 6. あきた農商工応援ファンド事業

— 中小企業者と農林漁業者等が連携した新商品の開発や販路開拓を支援 —

### 1. 事業の目的

農林漁業者と中小企業者などが連携し、互いに有するノウハウや技術等を活用して取り組む商品開発や販路開拓、複数の連携体が行う販路開拓等に対して支援することにより、県内事業者の育成や食品産業の振興を図ることを目的としています。

### 2. 助成対象者

中小企業者(自ら事業を行う NPO 法人等含む)と農林漁業者の連携体、またはその連携体を支援する事業を行う団体(商工関係団体、農林水産団体、一般社団法人等)

### 3. 助成要件・助成率・助成対象経費等

	農商工連携支援事業	農商工連携応援団体支援事業
助成対象者	中小企業者と農林漁業者との連携体	中小企業者と農林漁業者との連携体を支援する事業を行う団体
助成率	1/2 以内または 2/3 ※以内	2/3 以内または 10/10 ※以内
限度額	最大 150 万円 ( 単年度または1年目は100万円以内 2年目は50万円以内かつ1年目の1/2以内 )	
助成対象事業	① 新たに取り組む商品の開発や改良 ② 新たに開発や改良した商品の販路開拓 ③ 県産農林水畜産物の高品質化やブランド化、安定供給のための取組 ④ 商品開発と併せた衛生管理の改善、農業生産工程管理、産業財産権等の取得 ⑤ 県産農林水畜産物を活用したメニュー提供等の新たなサービス事業の展開 ⑥ ①～⑤に付随する告知媒体等を活用したPRや周知活動 ⑦ ①～⑤に付随するマーケティング等の必要な調査	
助成対象経費	専門家謝金、旅費、リース・レンタル料、試作費、委託費(助成対象経費総額の6割以内)、検査・試験・分析費、共同研究費、産業財産権等取得費、消耗品費、印刷製本費、広告費、通信運搬費、展示会等出展料、雑役務費、研修・人材育成費、会場借料	
事業期間	最長2年(1年以内(単年度)も可)	

※印の助成率は次のどちらかの優遇条件を満たす場合に適用されます。

(1) 開発商品の販路が確定している場合。(2) 県が開発したオリジナル品種や加工技術等を活用する場合(県の研究機関と共同研究を行った場合を含む)。

### 4. 募集時期

令和8年5月下旬頃～(予定)

詳細は確定次第、当センターホームページ等でお知らせします。

※申請書提出期限の2週間前までに、事前相談(面談)が必要です。

事前相談がない場合、申請を受け付けることはできません。



事業ページ

### 5. 申し込み・問い合わせ先



公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階



新事業・設備支援課 TEL 018-860-5702 FAX 018-860-5612 E-Mail: [setsubi-ken@bic-akita.or.jp](mailto:setsubi-ken@bic-akita.or.jp)

# 7. 環境調和型産業集積支援事業

－産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を通じた環境調和型社会の構築支援－

## 1. 事業の目的

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する事業のうち、製品製造のための設備投資や研究開発及び製品の販売促進などの事業を支援します。

## 2. 補助対象事業・要件

- (1) 産業廃棄物を再使用・再生利用・熱エネルギー回収するための施設整備事業を県内で行おうとする事業者 【環境産業施設整備費補助金】
- (2) 産業廃棄物を再使用・再生利用・熱エネルギー回収のための研究開発や試験研究事業を行う県内事業者 【環境産業研究開発費補助金】
- (3) 循環型社会形成を目的とするイベントに自ら製造したリサイクル品の営業目的での出展事業を行う県内事業者 【環境イベント参加費補助金】
- (4) 現在製造している又はこれから製造しようとするリサイクル品の販路調査及び品質試験、デザイン開発、宣伝広告事業を行う県内事業者 【リサイクル製品販促調査費等補助金】
- (5) 再使用・再生利用・熱エネルギー回収を行っている施設等を活用し、環境産業に関する普及啓発事業を行う県内事業者 【環境産業普及啓発費補助金】

## 3. 補助対象経費・補助率・補助金の限度額

種類	補助対象経費	補助率	補助金限度額 (下限額)
(1) 環境産業施設整備費補助金	事業のための投下固定資産を取得するための経費 (土地取得費、車両購入費は除く)	1/3	1,500万円 (75万円)
(2) 環境産業研究開発費補助金	研究者の件費、原材料費、副資材費、機械装置費、工事器具費、外注加工費、委託費、技術指導受入費 (件費は補助対象経費の1/2以内、機械装置は1/4以内)	1/2	700万円 (35万円)
(3) 環境イベント参加費補助金	旅費、パネル作成費、出展費、その他知事が必要と認める経費	1/2	100万円 (10万円)
(4) リサイクル製品販促調査費等補助金	販促調査委託費、品質試験外注費、デザイン開発委託費、紙面広告費、チラシ印刷費、その他知事が必要と認める経費	1/2	500万円 (25万円)
(5) 環境産業普及啓発費補助金	安全に見学を行うための施設・設備の整備または改修に必要な経費、見学者への説明を目的としたパネル、パンフレット、DVD作成費、備品等購入費、その他知事が必要と認める経費	1/2	200万円 (10万円)

## 4. 募集時期

令和8年4月1日 ～ 5月29日

## 5. その他留意事項

- ・補助金は事業終了後の精算払いとなります。
- ・事業認定申請と同時に事業着手することができますが、審査結果によっては、補助金の対象とならない場合や、決定額が申請額を下回ることがあります。

## 6. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課 エコタウンチーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL: 018-860-2283 FAX: 018-860-3869 E-Mail: shigen-ene@pref.akita.lg.jp

## 8. 社会課題型商品開発協働事業

－医療・健康・防災テック関連機器等の開発から実証、社会実装を支援－

### 1. 事業概要

県内中小企業が大学や公設試験研究機関等と連携して行う、医療・健康・防災テック関連機器等の研究開発から実証、社会実装までを専門機関とともに支援します。

### 2. 補助対象者

県内に事業拠点を有する中小企業者

### 3. 補助対象事業

医療・健康・防災テック関連機器等の研究開発から実証、社会実装を大学等研究機関と連携して実施する事業

### 4. 補助要件

- ・補助率 2 / 3 以内
- ・補助限度額 単年度 300 万円
- ・補助対象経費 直接人件費、販路拡大費、旅費、原材料費、機械器具費、共同研究費、その他経費
- ・事業期間 最長 3 年間
- ・その他要件 県が指定する専門機関からの支援（技術開発動向や販路を踏まえた助言等）を受けながら、事業を進めていただきます。

### 5. 募集時期

令和 8 年 4 月上旬 ～ 4 月下旬（予定）

詳細が決まり次第、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」でお知らせします。

### 6. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 新産業創造課 産学官連携チーム（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目 1 - 1

TEL : 018-860-2247 E-Mail : shinsan@pref.akita.lg.jp

## 9. 好循環サイクル促進研究開発支援事業

－輸送機産業の新規参入、取引拡大に係る研究開発を支援します－

### 1. 事業概要

輸送機産業（自動車及び航空機産業）における新規受注や取引拡大による県内サプライチェーンの強靱化につながる県内企業の研究開発を支援します。

### 2. 補助対象者

県内に事業拠点を有し、自動車及び航空機産業の Tier1 企業等との新規受注や取引拡大に取り組む企業又はその複数の企業等による共同企業体

### 3. 補助対象事業

自動車及び航空機産業の Tier1 企業等との新規受注や取引拡大に係る部品等の製品開発又は生産技術開発

### 4. 補助要件

- ①補助率 1 / 2 以内
- ②限度額 2 5 0 万円
- ③補助対象経費 直接人件費、謝金、旅費、原材料費及び副資材費、設備使用料、共同研究費、外注委託費 等

### 5. 提出書類

所定様式の事業計画書 等

### 6. 募集時期

第1回募集：6月上旬～下旬予定

※第1回目の申込状況により、追加で募集する場合は、別途お知らせします。

### 7. 申し込み・問い合わせ先

秋田県 産業労働部 商工業振興課 輸送機産業振興室（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL：018-860-2242

FAX：018-860-3887

E-mail: [Yusoukisangyo@pref.akita.lg.jp](mailto:Yusoukisangyo@pref.akita.lg.jp)

## 10. 海外展開支援事業（一般枠）

－海外展開の拡大に向けた中小企業者等の取組を支援－

### 1. 事業概要

中小企業者又は事業組合等に対し、海外展開活動の経費の一部を補助することにより、海外展開の拡大を支援します。

### 2. 補助対象者

次の①、②のいずれかに該当し、県内に事務所又は事業所があり、海外への販路開拓等を目的に海外展開事業を行うものであること。また、国税又は地方税の滞納があるなどの欠格事項に該当していないこと。

- ① 中小企業者（みなし大企業を除く。）
- ② 法律に基づき組織された組合又は組合連合会

※「海外拠点新設事業」は、秋田県内に本社のある中小企業者のみが対象です。

### 3. 補助対象事業

- ①見本市等出展事業、②海外現地調査事業、③商品改良事業、
- ④証明書等取得事業、⑤海外向けPR資料作成事業、⑥バイヤー等招へい事業、
- ⑦海外拠点新設事業、⑧海外オンラインビジネス事業

### 4. 補助対象経費

輸送経費、出展経費、通訳費、外国語版資料等作成・翻訳費、旅費 等  
※詳細は、商工業振興課貿易・流通チームにお問い合わせください。

### 5. 補助率・補助金の額

補助率 1 / 2 以内、限度額 80 万円

### 6. 事業期間

補助金の交付決定日から令和 9 年 3 月末日まで

### 7. 提出書類

事業実施計画書、海外展開実績概要書、収支予算書、誓約書、直近 2 期分の財務諸表及び履歴事項全部証明書 等

### 8. 募集時期

令和 8 年 4 月頃（予定） ※予算の範囲内で再募集することがあります。

### 9. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 商工業振興課 貿易・流通チーム（4月1日～）  
〒010-8572 秋田市山王三丁目 1-1  
TEL：018-860-2218 E-Mail：[induprom@pref.akita.lg.jp](mailto:induprom@pref.akita.lg.jp)

# 11. 海外展開支援事業（はじめの一步応援枠）

－市場調査等による海外展開戦略の策定を支援－

## 1. 事業概要

海外展開に取り組もうとする中小企業者の戦略の策定に要する経費の一部を補助し、海外市場の開拓や販路の拡大を支援します。

## 2. 補助対象者

輸入及び訪日外国人観光客の誘致を除く海外展開の実績がない、県内に主たる事務所を置く中小企業者

## 3. 補助対象事業

海外展開戦略を策定するための

- ① 専門家招へい等事業（海外の商慣習等知識習得、候補国選定、展開手段検討等）
- ② マーケティング事業（市場規模調査、ニーズ調査、競合調査、提携候補調査、バイヤーアンケート調査、テスト販売調査、戦略立案等）

## 4. 補助要件

補助対象事業の①又は②、あるいは両方を実施した上で海外展開戦略を策定し、県へ提出すること。また、海外展開戦略の策定に至る経緯、取組内容等の公表について協力すること。

## 5. 補助対象経費

謝金、旅費、通訳・翻訳費、調査・分析委託費等

## 6. 補助率・補助金の額

補助率 2 / 3 以内、限度額 1 者につき 6 0 万円

## 7. 事業期間

補助金の交付決定日から令和 9 年 3 月末日まで

## 8. 提出書類

事業実施計画書、収支予算書、誓約書、納税証明書、直近 2 期の財務諸表、積算根拠資料等

## 9. 募集時期

令和 8 年 4 月頃（予定） ※予算の範囲内で再募集することがあります。

## 10. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 商工業振興課 貿易・流通チーム（4 月 1 日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目 1 - 1

TEL : 018-860-2218 E-Mail : [induprom@pref.akita.lg.jp](mailto:induprom@pref.akita.lg.jp)

## 12. 秋田の輸出牽引企業等連携促進事業（クラスター枠）

### 【新規】

－中小企業者等が連携して行う海外展開の取組を支援－

#### 1. 事業概要

中小企業者等が2者以上で構成する連携体又は事業組合等に対し、海外展開活動の経費の一部を補助することにより、海外展開の拡大を支援します。

#### 2. 補助対象者

次の①～③のいずれに該当し、2者以上で構成する連携体であること（単独申請は不可）。また、県内に事務所又は事業所があり、海外への販路開拓等を目的に海外展開事業を行うものであること。かつ、国税又は地方税の滞納があるなどの欠格事項に該当していないこと。

- ① 中小企業者（みなし大企業を除く）
- ② 法律に基づき組織された組合又は組合連合会
- ③ 主として県内中小企業の輸出促進及び貿易拡大に寄与する事業を行う者

#### 3. 補助対象事業

- ①見本市等出展事業、②海外現地調査事業、③商品改良事業、
- ④証明書等取得事業、⑤海外向けPR資料作成事業、⑥バイヤー等招へい事業、
- ⑦海外オンラインビジネス事業、⑧海外展開戦略構築事業

#### 4. 補助対象経費

輸送経費、出展経費、通訳費、外国語版資料等作成・翻訳費、旅費 等  
※詳細は、商工業振興課貿易・流通チームにお問い合わせください。

#### 5. 補助率・補助金の額

補助率2／3以内、限度額120万円

#### 6. 事業期間

補助金の交付決定日から令和9年2月26日まで

#### 7. 提出書類

事業実施計画書、海外展開実績概要書、収支予算書、誓約書、直近2期分の財務諸表及び履歴事項全部証明書 等

#### 8. 募集時期

令和8年4月頃（予定） ※予算の範囲内で再募集することがあります。

#### 9. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 商工業振興課 貿易・流通チーム（4月1日～）  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
TEL：018-860-2218 E-Mail：[induprom@pref.akita.lg.jp](mailto:induprom@pref.akita.lg.jp)

# 13. 次世代にツナグM&A加速化支援事業

－中小企業者の事業引継や、事業の拡大・多角化等を支援します－

## 1. 事業目的

中小企業者の事業承継や新分野進出・規模拡大による生産性及び賃金水準の向上につながるM&Aや経営統合後のPMIを促進するため、M&A等の取組に要する費用を支援します。

## 2. 補助対象

### ①譲渡型

売り手側のM&Aに向けた準備または成立に要する経費  
(相手先探索費、仲介契約手数料、企業概要書作成費 等)

### ②譲受型

買い手側のM&A成立に要する経費  
(相手企業資産査定料、仲介契約成功報酬 等)

### ③PMI型

M&A成立後の経營業務の統合に要する経費  
(専門家への謝金、コンサルティング料 等)

## 3. 補助率等

類型	対象経費	補助率	補助上限額	募集時期
譲渡型 (売り手)	M&Aの準備・成立経費	中小企業 1 / 2	100万円	5・8・10・12月
譲受型 (買い手)	M&Aの成立経費	小規模企業	200万円	5・9月
PMI型	M&A成立後の経営統合経費	2 / 3	100万円	5・8・10・12月

## 4. 補助対象期間

原則として交付決定通知日以降であり、採択を受けた事業計画の事業開始日から令和9年2月28日までとします。ただし、「事前着手のための届出書」を提出し、認められた場合は、令和8年4月1日以降の着手日からとします。

## 5. 募集時期

令和8年4月1日から

(注) 募集時期については、譲渡型・PMI型は年4回、譲受型は年2回の申請となっておりますので、ご注意ください。

交付決定額が予算に達した場合、期限前に募集を終了することがあります。

## 6. 問い合わせ先

秋田県産業労働部 新産業創造課 スタートアップチーム (4月1日～)

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL: 018-860-2225 E-Mail: [shinsan@pref.akita.lg.jp](mailto:shinsan@pref.akita.lg.jp)

# 14. ものづくり経営戦略強化支援事業【新規】

—付加価値額の向上や創出により賃金水準の向上を図る事業者の取組を総合的に支援—

## 1. 事業の目的

積極的な商品開発、販路開拓、生産改革等に取り組み、競争力の強化を図ろうとする意欲的な事業者を支援することで、付加価値の向上や創出を促し、賃金水準の着実な向上を目指す。

## 2. 補助対象者

県内に事業拠点を有する、製造業に取り組む中小企業者（みなし大企業を除く）

## 3. 補助対象事業

付加価値額の向上に資するような、次に掲げるいずれかの取組を支援します。

- 新商品の開発・生産、新たな販路の開拓
- 新たな生産方式の導入
- 改善指導等に基づく生産性の改善

## 4. 補助対象経費

機械器具の導入、新商品試作に係る原材料の調達、研修の受講、資格等の取得、専門家活用、生産性向上を目的とした建屋の小規模改修等に係る経費、新たな販路の開拓に係る出展料・旅費等

## 5. 補助要件

- ・補助率等  
小規模投資型：2／3以内 上限200万円 下限20万円  
高額投資型：1／3以内 上限300万円 下限30万円  
※申請者の状況に応じて上記2パターンのうちから選択が可能。
- 知事等から承認を得た経営革新計画に基づく取組の場合、下記の通り補助上限額を加算します。  
小規模投資型：300万円（加算額を合わせた最大補助額500万円）  
高額投資型：500万円（加算額を合わせた最大補助額800万円）  
※経営革新計画承認制度については、本手引きの76ページをご参照ください。
- ・事業期間 補助金交付決定日から12か月以内

## 6. 募集時期

- ・5月下旬～7月中旬（予定）

## 7. 申請要件

- ・次の目標を設定した3～5年の事業計画を策定してください。  
①付加価値額について、計画期間が終了するまでに年率平均3%以上増加すること。  
②給与支給総額または1人あたり給与支給総額について、計画期間が終了するまでに年率平均2%以上増加すること。
- ・事業実施にあたり、金融機関や商工団体等の支援機関から協力を得られること。

## 8. 提出書類

- ・所定の様式（採択申請書、事業計画書、誓約書、支援機関確認書）
- ・直近3期分の財務諸表、定款、履歴事項全部証明書、会社案内
- ・対象経費の算定根拠となる参考見積書 ・加点審査に係る確認書類 等

## 9. その他留意事項

- ・採択申請にあたっては、事前相談シートによる相談を必須としています。（申請の1週間前まで）
- ・一定の要件に該当する場合は審査において加点を行います。

ホームページQRコード

## 10. ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63563>



## 11. 問い合わせ・申し込み先

秋田県産業労働部 商工業振興課 経営強化チーム（4月1日～）  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号  
TEL：018-860-2241 FAX：未定 E-Mail：monokaku-1@mail2.pref.akita.lg.jp

## 15. 地域収益力向上支援事業【新規】

— 複数の中小企業等の連携した取組や売上高 50 億円以上を目指す中小企業取組を支援 —

### 1. 事業の目的

県内の中小企業・団体等が過半数を占める共同体や売上高 50 億円以上を目指す県内中小企業取組を支援し、賃金上昇の基盤となる収益力の向上を図る。

### 2. 補助対象者

- (1) 地域コラボタイプ  
県内に事業拠点を有する中小企業者（みなし大企業を除く）、商工団体等
- (2) 50 PLUS タイプ  
年間売上 10 億円以上又は従業員数 100 人以上の県内中小企業

### 3. 補助対象事業

賃金上昇の基盤となる収益力向上に資する取組

- 生産性向上 ●新商品開発 ●人材確保・育成 ●M&A・事業承継 ●外国人材受入など

### 4. 補助対象経費

調査費、広告宣伝費、備品購入費、研究開発費、旅費、委託費等

### 5. 補助要件

- ・補助率等 地域コラボタイプ：3/4以内 上限 500 万円  
50 PLUS タイプ：1/2以内 上限 1,500 万円
- ・事業期間 地域コラボタイプ：交付決定日～2 月末日（最大 3 年間）  
50 PLUS タイプ：交付決定日～3 月末日（最大 3 年間）

### 6. 募集時期

- ・4 月～5 月（予定）

### 7. 申請要件

- (1) 地域コラボタイプ  
補助対象者に該当する者が過半数を占め、かつ 3 者以上からなる共同体を構成したうえで、共同体のうち県内中小企業者が全体として、5 年間で次の目標を達成する事業計画の策定
  - ・労働生産性の年平均成長率が 3% 以上
  - ・給与支給総額の年平均成長率が 2% 以上
- (2) 50 PLUS タイプ  
5 年間で次の目標を達成する事業計画の策定
  - ・労働生産性の年平均成長率が 3% 以上
  - ・給与支給総額の年平均成長率が 2% 以上

### 8. 提出書類

- ・所定の様式（採択申請書、事業計画書、経費の概要等）
- ・加点審査に係る確認書類等

### 9. その他留意事項

- ・詳細は、募集要領等でご確認ください。

### 10. 問い合わせ・申し込み先

秋田県産業労働部 商工業振興課 成長支援チーム（4 月 1 日～）  
〒010-8572 秋田市山王三丁目 1 番 1 号  
TEL：018-860-2241 E-mail：induprom@pref.akita.lg.jp

# 16. ヘルスケアビジネス臨時支援事業【新規】

－ヘルスケア分野における新商品開発や展示会出展を支援－

## 1. 事業概要

県内企業の持続的な賃上げに資する「稼ぐ力」の強化を図るため、ヘルスケア分野における新商品開発や展示会出展に要する費用を支援します。

## 2. 補助対象者

県内に事業拠点を有する中小企業者

## 3. 補助対象事業

- ① 医療福祉従事者のニーズに対応した新商品の開発
- ② ヘルスケア関連の展示会への出展
- ③ ①と②の両方を実施する事業

## 4. 補助要件

- ・補助率 2 / 3 以内
- ・補助限度額 100万円
- ・補助対象経費 直接人件費、旅費、原材料費、機械器具費（レンタル）、出展料、輸送費、小間装飾費、その他経費

## 5. 事業期間

補助金の交付決定日から令和9年2月末日まで

## 6. 募集時期

令和8年4月上旬 ～ 4月下旬（予定）

詳細が決まり次第、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」でお知らせします。

## 7. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 新産業創造課 産学官連携チーム（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL：018-860-2247 E-Mail：shinsan@pref.akita.lg.jp

# 17. はばたく中小企業投資促進事業

－ 中小企業が行う雇用創出を伴う設備投資を支援します－

## 1. 事業概要

成長分野への参入など事業拡大に向けた設備投資とAターンの促進、雇用の拡大を行う中小企業を「はばたく中小企業」として認定し、当該企業の新たな取り組みを支援します。

## 2. 対象業種（企業）

はばたく中小企業の認定を受けた中小企業（製造業（注1）、流通関連業（注2）、情報通信関連業、研究開発型企業、エネルギー供給業（注3）、洋上風力発電に係る建設業及びメンテナンスサービス業（注3））

（注1）「25. あきた企業立地促進助成事業（環境・エネルギー型、資源素材型）（P30）」の廃棄物等活用事業、新エネルギー関連事業の①及び資源素材型企業を含みます。

（注2）対象となる流通関連業は、県を越えた広域物流ネットワークを構築する事業です。

（注3）「25. あきた企業立地促進助成事業（環境・エネルギー型、資源素材型）（P30）」の対象業種と同様です。

## 3. 補助の要件

### (1) 設備投資額

工場等の新增設を伴う投下固定資産額が、土地取得費を除き1億円以上3億円未満であること  
・環境・エネルギー型企業（エネルギー供給業を除く）の場合 3,000万円以上3億円未満

### (2) Aターン者等もしくは新卒常用雇用者1人以上

## 4. 補助率・補助金の額

### (1) 投下固定資産（土地代除く）への補助率、交付時期

#### ① 指定申請書の提出日から操業開始日の1年後まで（1回目）

基本補助率		5%
加算分	地域未来投資促進法の基本計画に定める業種	+5%
	環境・エネルギー型企业及び資源素材型企业	+5%

上記期間内に「3. 補助の要件」を達成することが必要となります。

#### ② 指定申請書の提出日から操業開始日の3年後まで（2回目）

加算分	Aターン者等（※）の合算人数 ※Aターン者等には、県外からの転勤者及び転居した家族、県内新卒常用雇用者を含みます。	2～4人	+5%
		5～7人	+10%
		8～10人	+15%
		11人～	+20%
非正規雇用者5人以上を正規雇用者として雇用した場合			+5%

### (2) 交付限度額：3,000万円

## 5. 申請時期・提出書類

秋田県産業労働部産業集積課立地支援チームに御相談ください。

<製造業（環境・エネルギー型企业、資源素材型企业）について>

秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課エコタウンチームに御相談ください。

## 6. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業集積課 立地支援チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 TEL: 018-860-2250 FAX: 018-860-3869

○秋田県産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課 エコタウンチーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 TEL: 018-860-2283 FAX: 018-860-3869

# 18. 好循環サイクル促進パワーアップ設備導入支援事業

－輸送機産業の新規参入、取引拡大に係る設備導入を支援します－

## 1. 事業概要

輸送機産業（自動車及び航空機産業）における新規受注や取引拡大による県内サプライチェーンの強靱化につながる県内企業の設備導入を支援します。

## 2. 補助対象者

県内に事業拠点を有し、自動車及び航空機産業の Tier1 企業等との新規受注や取引拡大に取り組む企業

## 3. 補助対象事業

自動車及び航空機産業の Tier1 企業等との新規受注や取引拡大に必要な設備導入

## 4. 補助対象経費

機械及び装置、工具、器具及び備品、ソフトウェアの取得・設置に係る経費

## 5. 補助要件

- ①補助率 1 / 3 以内 [中小企業（みなし大企業除く）]
- ②限度額 6 0 0 万円
- ③特記要件 給与支給総額及び初任給の年率 2. 0 % 増を 3 年以上実施するための計画策定  
1 人当たりの生産額の年率 3. 0 % 増を 3 年以上実施するための計画策定

## 6. 提出書類

所定様式の事業計画書 等

## 7. 募集時期

第 1 回募集：6 月上旬～下旬予定

※第 1 回目の申込状況により、追加で募集する場合は、別途お知らせします。

## 8. 申し込み・問い合わせ先

秋田県 産業労働部 商工業振興課 輸送機産業振興室（4 月 1 日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目 1 - 1

TEL：018-860-2242

FAX：018-860-3887

E-mail: [Yusoukisangyo@pref.akita.lg.jp](mailto:Yusoukisangyo@pref.akita.lg.jp)

# 19. デジタルを活用した 食のリーディングカンパニー育成支援事業

ーデジタルを活用してリーディングカンパニーを目指す中小企業を総合的に支援ー

## 1. 事業概要

食品産業のリーディングカンパニーを目指す事業者に対して、事業計画の策定や事業規模拡大に向けた取組の伴走支援を実施するとともに、デジタル技術の積極的な導入による経営規模の拡大や生産性及び企業価値の向上に資する取組等に必要な経費を補助します。

## 2. 補助対象者

リーディングカンパニーへの成長を目指す企業で、以下のすべてを満たす中小企業者  
(みなし大企業は除く)

- ・食品製造事業者（飲食業を除く食品製造業者、食品卸業者等）
- ・成長戦略の主たる実施拠点が県内であること
- ・5年間で次の基準を達成する事業計画であること
  - ①労働生産性の伸び率が年平均3.0%以上
  - ②給与支給総額及び初任給の伸び率が年率平均1.5%以上 等

## 3. 補助対象経費

デジタル関係経費、新商品開発経費、販路拡大に要する経費、生産性向上に要する経費（機械器具導入費等）、企業価値の向上に要する経費等への補助を行います。

## 4. 補助要件

- ・補助率 2/3以内
- ・補助限度額 1,000万円/年 2件程度
- ・事業期間 最長2年間
- ・補助要件 事業経費の10%以上をAI、IoTなどのデジタル技術導入に投資すること等を条件とします。

## 5. 募集時期

- ・事前相談：令和8年4月～（予定） ※事前相談は必須です。
- ・申請募集：令和8年5月～（予定）

## 6. 手続きの流れ

事前相談 → 採択申請 → 審査 → 事業採択 → 補助金交付申請 → 交付決定 →  
事業着手 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金の請求 → 補助金支払  
※補助金は事業終了後の精算払いとなります。補助金の支払いは年度ごととなり、補助金の交付申請手続きも年度ごとに必要です。

## 7. 問い合わせ・申し込み先

秋田県観光文化スポーツ部 県産品振興課（4月1日～）  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
TEL：018-860-2224 FAX：018-860-3878

## 20. 中小企業デジタル化導入支援事業【新規】

－非製造業分野で行うデジタル化の取組を支援－

### 1. 事業概要

電力等の価格高騰により経営環境に大きな影響を受けている県内中小企業に対して、デジタルツール等の導入を支援し、中長期的な生産性の向上と経営基盤の強化を促進します。

### 2. 補助対象者

県内に事業拠点を有し、1年以上事業実績がある非製造業の中小企業者（みなし大企業を除く）

### 3. 補助対象経費

ソフトウェア、ハードウェア、セキュリティ対策等の導入に要する経費

### 4. 補助率・補助金の額

- ・ 補助率 2 / 3 以内
- ・ 限度額 100万円（下限額30万円）

### 5. 事業期間

補助金の交付決定日から令和9年2月28日まで

### 6. 提出書類

- ・ 所定の様式（事業計画書、支援機関からの確認書を含む）
- ・ 県税納税証明書
- ・ 経費の算定根拠となる参考見積書、製品仕様書 等

### 7. 募集時期

- ・ 令和8年3月9日～4月30日

### 8. 審査による加点

次の事項に該当する場合は、審査において加点されます。

- ・ 秋田県の「賃上げ緊急支援事業」申請事業者である場合（受給の可否を確認）
- ・ 女性の活躍推進に係る認定や表彰を国・県等から受けている場合 等

### 9. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 商工業振興課 産業DX推進チーム（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL：018-860-2245 E-Mail：[induprom@pref.akita.lg.jp](mailto:induprom@pref.akita.lg.jp)

## 21. 秋田の物流体制構築加速化事業

－県内物流事業者及び荷主企業が実施する  
物流効率化やモーダルシフト、人材確保・育成の取組を幅広く支援－

### 1. 事業概要

慢性的なドライバー不足やドライバーの労働時間の制限等の物流問題を踏まえ、物流の効率化や新たな輸送モードの確立等、本県における持続可能な物流体制の構築に向けた取組を加速化させる。

### 2. 補助対象者

県内に事業所を有する物流事業者、荷主企業及び複数事業者のグループ

### 3. 補助対象経費

計画策定費、倉庫使用料、荷役機械導入費、車両管理システムの導入費、人材育成のための外部研修、トラック輸送から海上輸送に転換する取組に係る経費等

### 4. 補助率・補助金の額

種別	事業者数	補助率	限度額
物流最適化の取組	複数事業者の連携事業	1 / 2	2,000千円
	単独事業		1,000千円
海上輸送へのモーダルシフト	－	2 / 3	2,000千円

### 5. 事業期間

補助金の交付決定日から令和9年2月28日まで

### 6. 提出書類

- ・ 所定の様式（事業実施計画書、収支予算書、誓約書 等）
- ・ 経費の算定根拠となる参考見積書、製品仕様書 等

### 7. 募集時期

令和8年4月上旬頃～（予定）

### 8. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 商工業振興課 貿易・流通チーム（4月1日～）  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
TEL：018-860-2218 E-Mail：induprom@pref.akita.lg.jp

## 22. 情報関連産業立地促進事業

－情報関連企業の新規立地を支援－

### 1. 事業概要

I C T企業の新規立地を促進するため、拠点整備や新規雇用者の人材育成等に要する費用の一部を補助します。

### 2. 補助対象者

情報関連事業を営む次のいずれかの企業が対象です。

- ・ 県内に新たに本社を設置する中小企業
- ・ 新たに誘致企業認定を受け県内に拠点を構える企業等

※情報関連事業：ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業

### 3. 補助要件

指定申請日を基準とし、操業開始日以後1年以内にAターン者等もしくは新卒常用雇用者(情報関連技術者※)が5名以上増加し、3年を経過するまで継続してその人数以上であること。

※次のいずれかであること。

- ・ 日本標準職業分類の大分類「B 専門的・技術的職業従事者」のうち、中分類「10-情報処理・通信技術者」に相当する技術者(システムコンサルタント、システム設計者、情報処理プロジェクトマネージャ、ソフトウェア作成者、システム運用管理者、通信ネットワーク技術者、その他の情報処理・通信技術者)
- ・ 日本標準職業分類の大分類「H 生産工程従事者」の中分類「59-生産関連・生産類似作業従事者」のうち、アニメーター等において、主として情報技術を活用して職務を行う技術者

### 4. 補助対象経費等

・ 対象経費等

- |               |          |
|---------------|----------|
| ① 建物・機械設備の賃借料 | 20%/年    |
| ② 通信回線使用料     | 20%/年    |
| ③ 新規雇用者の人材育成費 | 50万円/人・年 |

・ 限度額

年間3,000万円(①と②の合計は、③人材育成費を上限とする。)

・ 補助期間

3年間

### 5. 募集時期等

随時受け付けます。

詳細は[秋田県公式サイト「美の国あきたネット」コンテンツ番号10087](#)をご確認ください。

### 6. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 産業集積課 立地支援チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL: 018-860-2250 E-mail: [yuuchi@pref.akita.lg.jp](mailto:yuuchi@pref.akita.lg.jp)

## 23. あきた企業立地促進助成事業（設備投資支援型）

－県内への工場立地や施設整備のための設備投資支援－

### 1. 事業概要

本県産業の活性化とAターンの促進、雇用の拡大を図るため、工場等の新增設のための設備投資に係る費用の一部を補助します。なお、審査委員会による審査を受けた上、「あきた企業立地促進助成事業」として知事の指定を受ける必要があります。

### 2. 対象業種（企業）

製造業、情報通信関連型、研究開発型

### 3. 補助の要件

#### (1) 設備投資額

工場等の新增設を伴う投下固定資産額が、土地取得費を除き3億円以上であること

#### (2) Aターン者等もしくは新卒常用雇用者1名以上

### 4. 補助率・補助金の額

#### (1) 投下固定資産（土地代除く）への補助率、交付時期

① 指定申請書の提出日から操業開始日の1年後まで（1回目）

基本補助率		5%
加算分	地域未来投資促進法の基本計画に定める業種	+5%

上記期間内に「3. 補助の要件」を達成することが必要となります。

② 指定申請書の提出日から操業開始日の3年後まで（2回目）

加算分	Aターン者等（※）の合算人数	5～15人	+ 5%
	※Aターン者等には、県外からの転勤者及び転居した家族、県内新卒常用雇用者を含みます。	16～25人	+ 10%
		26～50人	+ 15%
		51人～	+ 20%
	非正規雇用者5人以上を正規雇用者として雇用した場合		+ 5%

#### (2) 交付限度額：5億円（既存立地企業の場合3億円）

### 5. 提出書類・申請時期

年4回審査委員会を開催しています。産業集積課立地支援チームに随時御相談ください。

### 6. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 産業集積課 立地支援チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 TEL：018-860-2250 FAX：018-860-3869

## 24. あきた企業立地促進助成事業（事業集約支援型）

－ 県内への事業集約を行う企業を支援します－

### 1. 事業概要

秋田県外から県内への事業集約を支援することで、県内経済の活性化を図ります。なお、審査委員会による審査を受けた上、「あきた企業立地促進助成事業」として知事の指定を受ける必要があります。

### 2. 対象業種（企業）

製造業

### 3. 補助の要件

県内に工場等を有する企業が、県外で実施している事業の全て又は一部を県内の工場等に集約すること

- (1) 事業集約に伴う経費（補助対象額）：1,000万円以上
- (2) Aターン者等もしくは新卒常用雇用者1名以上

### 4. 補助率・補助金の額

- (1) 補助率：県外からの集約 20%
- (2) 交付限度額：2,000万円

### 5. 提出書類

秋田県産業労働部産業集積課立地支援チームに御相談ください。

### 6. 申請時期

随時受け付けます。年4回審査委員会を開催しています。

### 7. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 産業集積課 立地支援チーム  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
TEL：018-860-2250 FAX：018-860-3869

# 25. あきた企業立地促進助成事業

## (環境・エネルギー型、資源素材型)

—環境・リサイクル事業やエネルギー事業を行う企業の設備投資等を支援—

### 1. 事業の目的

本県産業の活性化とAターンの推進、雇用の拡大を図るため、環境・エネルギー型企業及び資源素材型企業が行う、工場等を新增設するための設備投資及び雇用に係る費用の一部を補助します。

### 2. 対象業種(企業)

(環境・エネルギー型企業)

- (1) 廃棄物等を活用して製品を製造する事業
- (2) エネルギー供給業(電気業(共同企業体が行う事業に限り、FIT及びFIP制度に係るものを除く)、ガス業(共同企業体が行うLNGに係る事業に限る)、熱供給業(地熱エネルギー又は県内産木質資源を燃料として活用する事業に限る))
- (3) 新エネルギー関連事業
  - ① 次に掲げる製品、部品及び部材の製造を行う事業
    - (ア) 再生可能エネルギー関連(風力、太陽光、小水力発電設備等)
    - (イ) 次世代エネルギー関連(水素の製造、貯蔵又は利用のための設備、燃料電池等)
    - (ウ) 次世代モビリティ及び蓄電システム関連(次世代自動車、蓄電池等)
    - (エ) スマートグリッド及び省エネルギー関連(スマートメーター、LED、ヒートポンプ等)
  - ② 洋上風力発電に係る建設業
  - ③ 洋上風力発電に係るメンテナンスサービス業

(資源素材型企業)

- (1) 鉄鋼業、非鉄金属製造業等を行う企業

### 3. 補助要件

- ・工場等の新增設に伴う投下固定資産額が、土地取得費を除き3億円以上であること。
- ・Aターン者等もしくは新卒常用雇用者1人以上

### 4. 補助率・補助金の限度額

(1) 投下固定資産(土地代除く)への補助率

① 指定申請書の提出日から操業開始日の1年後まで(1回目)

基本補助率	+5%
-------	-----

上記期間内に「3. 補助の要件」を達成することが必要となります。

② 指定申請書の提出日から操業開始日の3年後まで(2回目)

加算分	Aターン者等(※)の合算人数	5~15人	+5%
	※Aターン者等には、県外からの転勤者及び転居した家族、県内新卒常用雇用者を含みます。	16~25人	+10%
		26~50人	+15%
		51人~	+20%
	非正規雇用者5人以上を正規雇用者として雇用した場合		+5%

(2) 交付限度額: 5億円(既存立地企業の場合3億円)

### 5. 申請時期・提出書類

秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課エコタウンチームまで御相談ください。

### 6. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課 エコタウンチーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL: 018-860-2283 FAX: 018-860-3869 E-Mail: shigen-ene@pref.akita.lg.jp

## 26. 本社機能等移転促進事業

ー県内へ本社機能等の移転を行う企業を支援しますー

### 1. 事業概要

企業の本社機能等の移転に伴う経費を助成し、秋田での事業拡大や多様で安定的な雇用の創出を支援します。なお、審査委員会における審査を受けた上、「本社機能等移転促進事業」として知事の指定を受ける必要があります。

### 2. 対象企業（業種）

県内に本社機能等に移転する企業  
対象業種：製造業、情報通信関連型、研究開発型

### 3. 補助の要件

Aターン者等もしくは新卒常用雇用者1名以上  
※ 本社機能等・・・全社的な事業活動を統括する管理業務部門、調査・企画部門、情報処理部門国際事業部門及び研究所、研修所

### 4. 補助内容

対象経費	移転に要する事務経費、建物及び付属設備、一般設備、生産設備、従業員の転居等に要する費用、新規常用雇用者の初年度人件費
補助率	40% ※ 新規常用雇用者の給与が首都圏と同等の場合、50%（注）
補助上限	4,000万円

（注）：新規常用雇用者それぞれの給与支給額が、厚生労働省の賃金構造基本統計調査による平均賃金一年分の給与支給相当額の9割以上を満たすなどの条件があります。

### 5. 提出書類

秋田県産業労働部産業集積課立地支援チームに御相談ください。

### 6. 申請時期

随時受け付けます。年4回審査委員会を開催しています。

### 7. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 産業集積課 立地支援チーム  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
TEL：018-860-2250 FAX：018-860-3869

# 27. プロフェッショナル人材活用促進事業

－経営基盤強化に向けたプロフェッショナル人材の獲得を支援－

## 1. 事業概要

県内企業が、新事業への挑戦や積極的な販路開拓など「攻めの経営」に取り組むに当たり、プロフェッショナル人材を新たに雇用する場合、受入企業が負担した経費の一部を助成する。  
＜プロフェッショナル人材とは＞

新たな製品・サービスの開発や生産性の向上、積極的な販路開拓など、企業の成長に資する業務経験や専門的知識を有し、当該経験等を生かして企業の成長戦略を具現化していく人材

## 2. 補助対象者

県内に事務所・事業所を有する中小企業

## 3. 補助対象事業

補助対象者が、秋田県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、プロフェッショナル人材を県内への移住が伴う形で新たに正規雇用するもの。

## 4. 補助対象経費

民間人材紹介事業者に支払う紹介手数料

＜民間人材紹介事業者とは＞

企業から求人の依頼を受け、自社に登録している転職希望者等から適した人材を選定し、求人企業へ紹介を行う事業者（職業安定法第30条第1項の許可を得ている有料職業紹介事業者）

## 5. 補助率・補助金の額

補助率 補助対象経費の1/2以内

補助金額 通常枠50万円、DX人材枠100万円を限度として予算の範囲内で決定

## 6. 事業期間

補助金の交付決定日から補助対象経費の支払いを完了する日まで  
（最長で令和9年3月15日まで）

## 7. 提出書類

補助金交付申請書等

## 8. 募集時期

令和8年4月1日～令和9年2月末（予算がなくなり次第終了します）

## 9. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 商工業振興課 成長支援チーム（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL：018-860-2241 FAX：018-860-2241 E-Mail：induprom@pref.akita.lg.jp

## 28. 副業・兼業人材等活用促進事業

— 経営基盤強化に向けた副業・兼業人材の活用を支援 —

### 1. 事業概要

県内企業が、製品開発や生産性向上等のため、県外から副業や兼業の形態で人材を受け入れる場合に、受入企業が負担した経費の一部を助成する。

＜副業・兼業とは＞

本業とは別に、雇用契約や業務委託契約等に基づき、その業務に従事すること。

### 2. 補助対象者

県内に事務所・事業所を有する中小企業（みなし大企業を除く）

### 3. 補助対象事業

補助対象者が、秋田県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、県外から副業や兼業の形態により人材を受け入れするもの。

### 4. 補助要件、対象経費、補助率・補助金の額

「通常枠」「DX枠」「新規利用枠」の補助要件、対象経費、補助率等は次のとおり。

	通常枠	DX枠	新規利用枠
補助要件	(1) 秋田県プロ人拠点の取り次ぎにより副業・兼業人材を受け入れる場合 (2) 人材が業務遂行のため来秋する案件に限る	要件(1)(2)のほか、特にDX人材を受け入れる場合	・初めて副業・兼業人材を受け入れる場合 ・契約期間が6か月を超える場合は対象外
対象経費	(1) 民間人材紹介事業者に支払う紹介手数料 (2) 県外に居住する人材が、県内企業の所在地等を訪れて、副業・兼業として業務に従事する場合の旅費（交通費、宿泊費）※		(1)(2)に加え、受入企業が副業・兼業人材に支払う報酬
補助率等	1/2以内 上限15万円	1/2以内 上限30万円	8/10以内 上限50万円/件

※1回の往復移動に伴う交通費の実費負担が1万円未満の場合は対象外

### 5. 事業期間

補助金の交付決定日から補助対象事業を完了する日又は令和9年2月28日のいずれか早い日まで

### 6. 提出書類

補助金交付申請書等

### 7. 募集時期

令和8年4月1日～令和9年1月末（予算がなくなり次第、終了します。）

### 8. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 商工業振興課 成長支援チーム（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL：018-860-2241 FAX：018-860-2241 E-Mail：induprom@pref.akita.lg.jp

## 29. 外国人材定着支援事業費補助金

－外国人材の受入れ・定着に向けた取組に要する経費を支援－

### 1. 事業概要

外国人材の受入れ・定着に向けた環境整備を促進するため、企業・団体の取組に要する経費を支援します。

### 2. 補助対象者

外国人材を受入れている県内企業、団体（産業別の業界団体等）

### 3. 補助対象経費

- ①就労・生活環境整備に要する経費
- ②日本語教育等の支援に要する経費
- ③定着や地域との共生に要する経費

### 4. 補助率・限度額

- ・補助率 1 / 2
- ・限度額 50万円

### 5. 事業期間

補助金の採択通知日～令和9年3月末

### 6. 募集時期

令和8年4月から

※詳細は、4月上旬に秋田県公式サイト「美の国あきたネット」でお知らせします。

### 7. 問い合わせ先

秋田県産業労働部 雇用労働政策課 就業支援チーム  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
TEL：018-860-2334 E-Mail：koyorodo@pref.akita.lg.jp

## 30. キャリアアップ促進事業

－従業員等のキャリアアップにかかる取組を支援－

### 1. 事業の目的

人材確保や労働生産性向上を促進するため、労働者等の自発的な学び直しに向けた取組を支援します。

### 2. 支援（事業）内容

#### 【秋田県スキルアップ促進奨励金】

高度な資格取得や専門スキルを習得するため、国の専門実践教育訓練を6か月を超えて受講した場合に奨励金を支給します。

《支給対象》県内の雇用保険加入者等

《支給額》教育訓練給付対象経費の1/4（上限50千円）

- 《対象講座例》
- ・社会福祉士や看護師、精神保健福祉士等の資格取得を目標とする講座
  - ・専門学校の職業実践専門課程（プログラマーやシステムエンジニア等の専門人材の養成）
  - ・大学院や大学等の課程（専門職大学院、職業実践力育成プログラム等）

《ホームページ》 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/94456>



### 3. 実施時期

令和8年4月1日から令和9年3月19日まで（予定）

### 4. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 雇用労働政策課 就業支援チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL：018-860-2334 E-Mail：koyorodo@pref.akita.lg.jp

# 31. 中核人材育成支援事業

－企業の中核を担う人材の育成を支援－

## 1. 事業概要

大学卒業者等をビジネスの高度化や新たな付加価値の創出を担う中核人材として育成する取組を支援します。

## 2. 補助対象者

県内に事業拠点を有し、製造業、商業・サービス業、情報関連事業、建設業を営む事業者

## 3. 補助対象事業

企業の中核となる人材の育成を図るため、大学卒業者等\*を対象に高度な研修の受講や資格取得等を支援する事業

\*大学、大学院、高等専門学校（専攻科）の卒業者で、原則入社後5年以内の35歳未満の者

## 4. 補助対象経費

①新事業創出や海外展開、研究開発などに資する研修及び資格取得に要する経費

<対象経費例>

- 国内・海外企業での先端技術習得研修や県内外大学での特別履修
  - TOEIC等資格取得講座の受講や大学等講座の受講
  - 海外販路拡大・新商品の企画立案に向けたマーケティングスキル講座の受講
- ※研修受講費用や資格取得経費を、企業と従業員がそれぞれ負担する場合は対象外

②研修等期間中の人件費相当額

※研修等に係る日数1日あたり1万円を補助対象経費へ算入

## 5. 補助率・限度額

- ・補助率 1/2
- ・限度額 100万円

## 6. 事業期間

補助金の採択通知日～令和9年3月中旬

## 7. 募集時期

令和8年4月上旬～（予定）

※詳細は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」でお知らせします。

## 8. ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/80891>

## 9. 問い合わせ先

秋田県産業労働部 雇用労働政策課 就業支援チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL：018-860-2334 E-Mail：koyorodo@pref.akita.lg.jp

## 32. ものづくり革新総合支援事業 (省エネ生産設備更新型)

－省エネルギー化や省力化のための設備更新等を支援します－

### 1. 事業の目的

電力等価格高騰により経営環境に大きな影響を受けている事業者に対して、省エネルギー化又は省力化に向けた設備更新・導入の取組を支援します。

### 2. 補助対象者

県内に事業拠点を有する、製造業に取り組む中小企業者（みなし大企業を除く）

### 3. 申請要件

次の（１）～（３）の全てを満たす、５年間の事業計画を策定してください。

- 製造業に属する取組であること
- 県内に所在する事業拠点における取組であること
- 生産工程における省エネルギー化又は省力化を図る取組であること
- ・金融機関や商工団体等を支援機関として、事業実施にあたり協力を得てください。

### 4. 補助対象経費

生産工程の省エネルギー化又は省力化に資する設備の購入費、工事費

※ 省エネルギー化を目的とした場合は、原則更新が対象となります。

※ 省力化を目的とした場合に限り、一定の要件の下、新增設も対象となります。

### 5. 補助要件

- ・補助率 2／3以内
- ・限度額 下限200万円、上限1,000万円
- ・事業期間 補助金交付決定日から令和9年2月末まで

### 6. 募集時期

- ・令和8年3月9日（月）～4月30日（木）

### 7. 提出書類

- ・所定の様式（補助金等交付申請書、事業実施計画書、収支予算書、誓約書）
- ・直近3期分の財務諸表、現在事項全部証明書
- ・対象経費の算定根拠となる参考見積書
- ・債権債務者登録票
- ・その他の必要な資料

### 8. その他留意事項

- ・申請は秋田県電子申請・届出サービスのみの受付となっております。
- ・一定の要件に該当する場合は審査において加点を行います。

### 9. ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/74198>

### 10. 問い合わせ・申し込み先

秋田県産業労働部 商工業振興課 経営強化チーム（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

TEL：018-860-2244 FAX：未定

E-Mail：monokaku-2@mail2.pref.akita.lg.jp

## 33. 商業・サービス産業省エネ化等推進事業

－非製造業分野で行う省エネ化や省力化への取組を支援－

### 1. 事業概要

電力等価格高騰により経営環境に大きな影響を受けている事業者に対して、省エネルギー化又は省力化に向けた設備更新・導入の取組を支援し、中長期的な生産性の向上と経営基盤の強化を促進します。

### 2. 補助対象者

県内に事業拠点を有し、1年以上事業実績がある非製造業の中小企業者（みなし大企業を除く）

### 3. 補助対象経費

省エネルギー化又は省力化に資する事業用設備の購入費、工事費

### 4. 補助率・補助金の額

- ・ 補助率 2 / 3以内
- ・ 限度額 1,000万円（下限額100万円）

### 5. 事業期間

補助金の交付決定日から令和9年2月28日まで

### 6. 提出書類

- ・ 所定の様式（事業計画書、支援機関からの確認書を含む）
- ・ 直近期分の財務諸表、履歴事項全部証明書
- ・ 経費の算定根拠となる参考見積書、製品仕様書 等

### 7. 募集時期

- ・ 令和8年3月9日～4月30日

### 8. 審査による加点

次の事項に該当する場合は、審査において加点されます。

- ・ 秋田県の「賃上げ緊急支援事業」申請事業者である場合（受給の可否を確認）
- ・ 女性の活躍推進に係る認定や表彰を国・県等から受けている場合 等

### 9. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 商工業振興課 経営強化チーム（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL：018-860-2244 E-Mail：shoene2025@mail2.pref.akita.lg.jp

## 34. 再エネ導入促進事業費補助金【新規】

—再エネ設備、蓄電池、熱供給設備の整備について支援します—

### 1. 事業概要

自家消費型の発電設備や蓄電池等の設備導入に要する経費の一部を補助することにより、県内企業のエネルギーコスト削減を促進し競争力の強化を図ることを目的として、県内事業者の再エネ設備、熱供給設備等の整備について助成します。

### 2. 補助対象者

県内に事業所を置く企業、個人事業主

### 3. 補助対象経費

設備の種類	補助対象経費
(1) 再生可能エネルギー発電設備	
ア 自ら設置する場合	発電装置、電力変換装置、配線、キュービクル等附属設備、設置工事費等事業を実施するにあたり直接必要な経費で必要最小限のもの
イ PPAモデル	PPA契約において、第3者が設置する発電装置、電力変換装置、配線、キュービクル等附属設備、及び設置工事費のうち、補助申請者が負担する経費
(2) 蓄電設備	蓄電池本体、附属設備、設置工事費等事業を実施するにあたり直接必要な経費で必要最小限のもの
(3) 再生可能エネルギー熱供給設備	バイオマスボイラー、地中熱等の熱供給設備、附属設備、設置工事費等事業を実施するにあたり直接必要な経費で必要最小限のもの

### 4. 補助金の額

設備の種類	補助交付額	限度額
(1) 発電設備	設置する発電設備の出力(kW)に10万円を乗じて算出した金額と補助対象経費の総額を比較していずれか低い金額	3,000万円
(2) 蓄電設備	設置する蓄電設備の容量(kWh)に10万円を乗じて算出した金額と補助対象経費の総額を比較していずれか低い金額	1,000万円
(3) 熱供給設備	設置する熱供給設備の出力(1,000kcal/h)に6万円を乗じて算出した金額と補助対象経費の総額を比較していずれか低い金額	1,000万円

### 5. 申請時期

申請は令和8年2月4日から受け付けています。予算がなくなり次第締め切ります。

### 6. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課 クリーンエネルギー活用チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 TEL:018-860-2282 アドレス:shigen-ene@pref.akita.lg.jp

### 7. 詳細

詳細な要件、提出書類等については秋田県ウェブサイト(コンテンツ番号 93708)掲載の要綱・要領・手引き等をご覧ください。

【ウェブサイト URL】 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/93708>

## 35. 物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業

－県内物流事業者の燃料費等の掛かり増し分の一部を支援－

### 1. 事業概要

地域経済を支える物流を維持するため、エネルギー価格高騰により厳しい経営状況が続く県内物流関連事業者の燃料費等の掛かり増し分の一部に対して緊急支援する。

### 2. 補助対象者

- (1) トラック運送事業者支援  
県内に事業所を有し、貨物自動車運送事業法に基づく事業を営む者
- (2) 倉庫業者支援  
県内において倉庫業法に基づく登録を受けた倉庫を営業している者

### 3. 補助対象及び補助金の額

- (1) トラック運送事業者支援  
県内において貨物自動車運送事業の用に供する車両に係る燃料費
  - 普通貨物自動車（緑ナンバー） 15万円／台
  - 軽貨物自動車（黒ナンバー） 4千円／台
- (2) 倉庫業者支援  
県内において倉庫業法第5条に定める登録簿に登録されている倉庫
  - 常温倉庫 60円／ $m^2$ （平米）
  - 定温倉庫 90円／ $m^2$ （平米）
  - 冷蔵倉庫 150円／ $m^3$ （立米）
  - 冷凍倉庫 270円／ $m^3$ （立米）

### 4. 募集期間

令和8年4月1日～令和8年6月30日まで

### 5. 提出書類

所定の様式（交付申請書、誓約書 等）

### 6. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 商工業振興課 貿易・流通チーム（4月1日～）  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
TEL：018-860-2218 E-Mail：induprom@pref.akita.lg.jp

## 36. 男女ともに活躍できる職場づくり加速化事業

### (若年女性に魅力ある職場づくり加速化事業費補助金)

－若年女性の個性と能力を発揮できる職場づくりを目指す中小企業等を支援－

#### 1. 事業概要

女性の活躍推進に取り組む県内中小企業に対し、職場環境の整備や女性の採用・登用等の促進に向けた取組を支援します。

#### 2. 補助対象者

県内に本社（主たる事業所）を有し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女活法」という。）に基づく一般事業主行動計画を策定している中小企業等

#### 3. 補助対象事業

一般事業主行動計画に定める数値目標（女活法に基づくえるぼし認定の数値基準を上回るもの）の達成に向けた取組で次に該当するもの

- ①職場環境の整備
- ②女性の採用・登用等の促進のための取組

#### 4. 補助対象経費

- 女性専用のトイレ・更衣室、子育てスペースの設置など職場環境の整備に要する経費
- 社内研修会の開催、ホームページの制作・改修、インターンシップの実施など女性の採用や登用等の促進に要する経費

#### 5. 補助要件

- ・補助率：補助対象経費の1／2以内（1企業1回）
- ・上限額：最大100万円

#### 6. 募集時期

随時募集（予算がなくなり次第、終了します。）

#### 7. 手続きの流れ

補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出  
→ 事業検査 → 補助金の請求 → 支払い

#### 8. ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/64700>

#### 9. 申し込み・問い合わせ先

秋田県人口戦略部 男女共同参画推進課 男女共同参画推進チーム（4月1日～）  
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1  
TEL：018-860-1555 E-Mail：persons@pref.akita.lg.jp

# 37. 男女ともに活躍できる職場づくり加速化事業

## (秋田県えるぼしチャレンジ支援金)

－えるぼし認定の取得を目指す企業等を支援－

### 1. 事業概要

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「えるぼし認定」の取得に向けた取組を支援します。

### 2. 補助対象者

「48. 秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度」に基づく認定を取得した企業等  
(えるぼしチャレンジ企業)

### 3. 補助対象事業

えるぼし認定の取得に向けた取組で次に該当するもの

- ①職場環境の整備
- ②女性の採用・登用等の促進のための取組

### 4. 補助対象経費

- 女性専用のトイレ・更衣室、子育てスペースの設置など職場環境の整備に要する経費
- 社内研修会の開催、インターンシップの実施など女性の採用や登用等の促進に要する経費

### 5. 補助要件

- ・補助率：補助対象経費の10/10（1企業1回）
- ・上限額：50万円

### 6. 募集時期

随時募集（予算がなくなり次第、終了します。）

### 7. 手続きの流れ

支援金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出  
→ 事業検査 → 支援金の請求 → 支払い

### 8. ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/64701>

### 9. 申し込み・問い合わせ先

秋田県人口戦略部 男女共同参画推進課 男女共同参画推進チーム（4月1日～）  
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1  
TEL：018-860-1555 E-Mail：persons@pref.akita.lg.jp

## 38. 後継者等活動支援費補助金【新規】

－中小企業者の後継候補者グループによる事業承継活動を支援します－

### 1. 事業目的

後継候補者グループの自主的な事業承継活動を促進するため、その活動経費に対して支援します。

### 2. 補助対象者

事業承継支援機関の伴走支援を受けた5名以上で構成される後継候補者グループ

### 3. 補助率等

対象者	対象経費	補助率	補助上限額
後継候補者 グループ	<ul style="list-style-type: none"><li>・謝金（専門家への相談等）</li><li>・旅費（先進企業への視察等）</li><li>・機械器具費（オンライン講義用レンタル費用等）</li><li>・会議室使用料等</li></ul>	10 / 10	20万円

### 4. 補助対象期間

原則として交付決定通知日以降であり、採択を受けた事業計画の事業開始日から令和9年2月28日までとします。ただし、「事前着手のための届出書」を提出し、認められた場合は、令和8年4月1日以降の着手日からとします。

### 5. 募集時期

令和8年4月1日から随時

（注）交付決定額が予算に達した場合、募集を終了することがあります。

### 6. 問い合わせ先

秋田県産業労働部 新産業創造課 スタートアップチーム（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL：018-860-2225 E-Mail：[shinsan@pref.akita.lg.jp](mailto:shinsan@pref.akita.lg.jp)

# 39. ふるさと融資（地域総合整備資金）

－無利子の長期資金で地域経済の振興を支援－

## 1. 事業概要

（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）と連携し、県または市町村が民間事業者の設備の取得等にかかる費用に対し、長期の無利子資金を融資します。

## 2. 貸付対象者

法人格を有する民間事業者

## 3. 貸付対象事業

地域の振興や活性化につながるもので、次のような分野の事業

①交通・通信基盤整備、②都市基盤施設整備、③地域産業振興、④リゾート観光振興、⑤文化・教育・福祉・医療など

## 4. 対象事業の要件

県等の地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた事業で、以下の要件すべてに該当すること。

- (1) 新規雇用者数（地域への寄与が大きいと認められる設備更新事業では、雇用が維持される人数）が、県融資：5人以上（再生可能エネルギー電気事業の場合は1人以上）市町村融資：1人以上
- (2) 融資下限額が100万円以上
- (3) 公益性、事業採算性、低収益性の観点から行われること

## 5. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 貸付対象費用（設備の取得等にかかる費用）総額から補助金を控除した額のうち、50%以内 かつ 80億円以内  
（過疎地域等の場合は60%・96億円。定住自立圏等の場合は60%・120億円以内）

貸付対象費用

貸付対象費用から補助金を控除した額			補助金
ふるさと融資	民間金融機関等借入金 ※必須	自己資金	
50%以内（過疎地域等60%以内）			

- (2) 貸付利率 無利子
- (3) 貸付対象期間 連続する4年以内
- (4) 償還期間 20年以内（据置期間5年以内を含む）の元金均等半年賦償還
- (5) 担保・保証人 民間金融機関の連帯保証が必要（別途、保証料が必要）
- (6) その他 ふるさと融資以外の資金調達において民間金融機関等からの借入金が必要になります。

## 6. 提出書類

借入申込書、事業計画書、事業者概要書、連帯保証予定者の意見書等

## 7. 申請時期

随時受け付けます（ただし事業完了前であることが必要です。余裕を持ってご相談下さい）。  
※ふるさと融資の借入予定金額が、原則20億円超の場合は県、20億円以下の場合は市町村への相談・申請となります。  
※ふるさと財団審査結果通知予定時期：毎年度5月、7月、10月、2月

## 8. 手続きの流れ

県等への制度利用の協議（原則事業着手前） → 借入申込み → 審査（ふるさと財団） → 審査結果通知（ふるさと財団から県等へ） → 貸付決定 → 融資実行  
※融資実行にあたっては、原則、貸付対象事業費の支払いと民間金融機関等からの借入がともに完了していることが必要になります。このため、融資実行までの間に要する支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

## 9. 申込み・問合せ先

- 各市町村の担当窓口（企画担当部署など）
- 秋田県産業労働部 産業政策課 団体・金融チーム  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 TEL：018-860-2215 FAX：018-860-3887

## 40. 秋田県機械類貸与制度

—長期かつ低利で設備を割賦販売またはリース—

### 1. 事業の目的

(公財)あきた企業活性化センターが、企業が導入を希望する設備を商社、メーカーから購入し、それを長期かつ低利で貸与(割賦販売またはリース)することで、県内中小企業者の設備投資を支援する制度です。

### 2. 貸与対象者

次の要件すべてに該当する中小企業者等

- (1) 県内に事業所があり、設備を県内に設置すること
- (2) 払込資本金または出資総額の3分の1以上を中小企業者以外の事業者が単独に所有するものでないこと
- (3) 事業税を滞納していないこと

※農林水産業や金融・保険業などの業種、非営利法人、公序良俗に反する事業者又はこれに類する事業者などは、対象外となります。

### 3. 対象設備

土地、建物、貸与用物品等を除く設備(新品のものに限る)

### 4. 貸与条件

区 分	割 賦 制 度	リ ー ス 制 度
限 度 額	100万円以上1億円以下	
返 済 期 間	6,000万円以下 7年以内 6,000万円超1億円以下 10年以内	3～7年
貸 与 料 率	割賦損料率	
	① 年1.0%～3.0%(一般枠) 年0.9%～2.9%(特別枠)	リース料率(期間7年の場合) 月1.359%～1.456%(一般枠) 月1.356%～1.451%(特別枠)
	② 年0.9%～2.9%(一般枠) 年0.8%～2.8%(特別枠)	月1.356%～1.451%(一般枠) 月1.351%～1.446%(特別枠)
返 済 方 法	6ヶ月据置元金均等月賦払い	毎月払い
保 証 金	割賦価格の5%等	な し
連 帯 保 証 人	1名以上	

※貸与料率の対象者の区分は次のとおりです。

① 中小企業者(小規模企業者を除く)、中小企業団体

② 小規模企業者(従業員数20人以下(商業またはサービス業は5人以下))、創業者

※貸与料率は財務内容等に応じて設定します(事業内容による特別枠の適用あり)。

### 5. 申請時期

随時

### 6. 手続きの流れ

申請→現地調査→貸与審査委員会→貸与可否決定→センターが申請者及び設備販売業者とそれぞれ契約締結→設備搬入及び検収→割賦又はリース開始



事業ページ

### 7. 問い合わせ先



公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階

新事業・設備支援課 TEL 018-860-5620 FAX 018-860-5612



# 41. 秋田県企業立地促進資金

－工場等の新增設に最大10億円を融資－

## 1. 事業概要

県内に工場等を新增設または空き工場等を活用して事業を行う企業に、長期・低利の資金を融資します。

## 2. 貸付対象企業

次のいずれかに該当する企業

- ①日本標準産業分類（令和5年7月27日総務省告示）に掲げる製造業、電気業、ガス製造業、熱供給業、ソフトウェア業等に属する事業を営む企業
- ②県工業団地を取得する（した）企業
- ③貸金水準向上計画を有する企業（以下、「貸金水準向上企業」という。）

## 3. 貸付対象設備

工場等の用地、建物及び附属施設、機械及び装置等

## 4. 貸付要件

- (1) 設備投資額  
操業時までの投資額が1億円（空き工場等を活用して事業を行うことに係るものは2千万円、ソフトウェア業は1千万円）以上であること。
- (2) 地場企業  
雇用者が増加すること。
- (3) 県外企業  
2. ①の企業：県の誘致企業であり、誘致決定後、原則として3年以内に工場等を建設すること。  
2. ②の企業：操業開始後1年以内に従業員10人以上となること。
- (4) 貸金水準向上企業  
給与支給総額及び初任給年率平均2.0%増を3年以上実施するための計画を策定し、取扱金融機関の確認を受けること。

## 5. 貸付条件

- (1) 貸付限度額

	通 常	上乗せ要件該当の場合
一 般 企 業	投資額の50%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）	投資額の60%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）
先端技術型企業 輸送機関連投資 アグリ関連投資 電 気 業 貸金水準向上企業	投資額の60%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）	投資額の70%以内で限度額10億円（空き工場活用は5億円）

※上乗せ要件もあります。詳細についてはお問い合わせください。

- (2) 貸付期間 15年以内（据置期間2年以内を含みます）
- (3) 貸付利率 年1.65%（輸送機・アグリ関連・電気業・貸金水準向上企業の設備投資の場合は1.55%）
- (4) 償還方法 元金均等年賦償還
- (5) 担保・保証人 指定金融機関の定めるところによります。

## 6. 提出書類

- ・貸付あっせん申請書、事業計画書、貸金水準向上計画（貸金水準向上企業のみ）
- ・添付書類：貸借対照表、損益計算書、定款、登記簿謄本、投資に係る契約書または見積書、建物等の設計図

## 7. 申請時期

随時受け付けます。

## 8. 手続きの流れ

事前協議（貸付要件（企業↔県）、貸付条件（企業↔金融機関））→ 貸付あっせん申請（企業→県）→ 貸付あっせん決定（県→企業）・貸付あっせん依頼（県→金融機関）→ 貸付申請（企業→金融機関→県）→ 貸付決定通知（県→金融機関）→ 融資実行（金融機関→企業）

## 9. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 産業政策課 団体・金融チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 TEL：018-860-2215 FAX：018-860-3887

## 42. 高度化資金

－中小企業診断士の助言が一体となった長期・低利の直接融資－

### 1. 事業概要

中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む場合に必要となる設備資金を、事業計画に対するアドバイスを受けた上で、長期かつ低利又は無利子で県と(独)中小企業基盤整備機構が協力して融資します。

### 2. 貸付対象者

事業協同組合、商店街振興組合、これらの組合員等  
※ 事業の種類により異なります。

### 3. 対象事業

#### (1) 集団化事業

市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、適地に工場団地や卸団地を建設する事業

#### (2) 集積区域整備事業

商店街、工場団地、卸団地等の既存の企業が集積している地区において、道路の拡幅、アーケードやカラー舗装の設置、店舗や事業所の改造、共同配送センターの設置等の整備を行う事業

#### (3) 施設集約化事業

中小企業者が共同で組合や会社を設立し、共同工場、共同店舗、共同事業所等を設置する事業

#### (4) その他

(1)～(3)以外にも様々な事業があります。

### 4. 貸付条件

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 貸付限度額 | 原則として貸付対象金額の80%以内  |
| (2) 貸付期間  | 20年以内(据置期間3年以内を含みます)   |
| (3) 貸付利率  | 1. 00%以内(令和7年度貸付決定分適用)、別途金融機関に支払う保証料が必要<br>※市中金利に応じて変動します。また、特定の条件を満たすことで無利子となります。 |
| (4) 担保・保証 | 保証：金融機関、担保：必要により貸付対象施設   |

### 5. 申請時期

随時受け付けます。

### 6. 手続きの流れ

事前説明 → 事前助言 → 計画書の提出 → 計画診断 → 審査 → 事業認定  
→ 着工 → 完了検査 → 融資実行

※融資実行までは各種手続が必要なため、相当の期間を要します。

※構想段階から県に相談していただき、お互いの連携のもと事業を進めます。

### 7. 事業の特徴

計画の作成段階から、中小企業診断士が助言するなど、事業目的の達成に向けて支援します。

### 8. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 産業政策課 団体・金融チーム  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
TEL：018-860-2215 FAX：018-860-3887

# 43. 先進デジタル技術活用促進プログラム事業

－県内企業の生成A I等の活用を支援－

## 1. 事業概要

県内企業における生成A I等の活用を促進するため、実践型の研修プログラムを実施します。

## 2. 対象者

県内企業（全業種）

## 3. 研修内容（予定）

生成A I等の活用に関する研修会を「基礎編」「実践編」に分けて開催します。

### ① 基礎研修

時 間	2～3時間程度
開催方法	オンライン方式
費 用	無料
内 容	生成A I等の基礎知識、業界別活用事例紹介

### ② 実践研修

時 間	3～4時間程度
開催方法	対面による集合方式
費 用	無料
内 容	プロンプトエンジニアリング、業務シーン別の活用方法体験

## 4. 開催時期

令和8年9月～10月（予定）

※詳細が確定し次第、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」及び[秋田県DX推進ポータルサイト「AKITA DeX」](#)でお知らせします。

## 5. 問い合わせ先

秋田県産業労働部 商工業振興課 産業DX推進チーム（4月1日～）  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
TEL：018-860-2245 E-mail：induprom@pref.akita.lg.jp

## 44. Python で学ぶ AI プログラミング研修

— 県内中小企業のための支援 —

### 1. 事業概要

プログラミング言語 Python で、画像認識 AI の基礎から実装までを実習形式で学びます。

### 2. 対象者

県内中小企業（全業種）

### 3. 研修内容

- ・内容
  - \* Python プログラミング基礎
  - \* 深層学習基礎と PyTorch（Python 向け機械学習ライブラリ）の基本的な使い方と AI モデルの実装手順
  - \* 深層学習基礎演習
  - \* カスタムデータを用いた画像認識 AI モデルの実装
- ・日数  
1～2日間
- ・費用  
無料
- ・講師  
産業技術センター研究員
- ・方法  
対面による集合研修

### 4. 開催時期

令和8年6月～10月（予定）

※詳細が確定し次第、秋田県公式サイト「[美の国あきたネット](#)」及び[秋田県DX推進ポータルサイト「AKITA DeX」](#)でお知らせします。

### 5. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 商工業振興課 産業DX推進チーム（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL：018-860-2245 E-mail：induprom@pref.akita.lg.jp

## 45. 地域密着型DX支援事業

－競争力強化のため、DX戦略を策定・実行する企業を支援－

### 1. 事業の目的

県内企業のDXを促進するため、ICT企業や商工団体、金融機関と連携しながら、県内企業の課題分析やDX戦略の策定・実行を伴走支援します。

### 2. 支援対象者

県内中小企業等

### 3. 支援内容

県内のICT企業や商工団体・金融機関等で連携し、申請企業の課題分析やDX戦略策定、アクションプランの作成・実行を支援します。

- ① あるべき姿の検討、課題分析
- ② ①の分析結果を踏まえたDX戦略策定
- ③ ②で策定された戦略に基づくロードマップやアクションプランの作成・実行

### 4. 募集時期

詳細が確定し次第、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」及び[秋田県DX推進ポータルサイト「AKITA DeX」](#)でご案内します。

### 5. 問い合わせ先

秋田県産業労働部 商工業振興課 産業DX推進チーム（4月1日～）  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
TEL：018-860-2245 E-mail：induprom@pref.akita.lg.jp

## 46. 伴走コーディネーター（食品製造）の配置

－食品製造事業の拡大を各種支援施策を活用して伴走支援－

### 1. 事業概要

食品製造事業者の事業拡大に向けた取組等について、伴走コーディネーターが関係機関と連携しながら支援します。

### 2. 対象者

県内の食品製造事業者

### 3. 支援内容

食品製造や経営等に知見を持つ伴走コーディネーターが、食品製造に関する様々な相談の総合的な窓口として、事業拡大に向けた次に掲げる取組等への支援を行います。

- ① 食品製造事業者の連携促進  
連携先や取引先のマッチング、関係先への取り次ぎ等を行います。
- ② 地域資源の活用  
県内農林水産物等原材料に関するリサーチ情報や具体的な調達先等を紹介します。
- ③ 生産設備の新設・増強  
各種補助金制度の紹介や支援機関への取り次ぎ等を行います。
- ④ 人材の確保・育成  
マーケティングや製造マネジメントの人材育成等の相談に応じます。
- ⑤ 販路の開拓・拡大  
関係機関と連携して掘り起こしやマッチング等による販路開拓・拡大の支援を行います。
- ⑥ 新たな研究開発・商品開発  
公益財団法人あきた企業活性化センターや商工団体等の関係機関と連携してワンストップでの総合相談を行います。各種補助金制度の紹介のほか、秋田県総合食品研究センター等の研究機関への取り次ぎ等を行います。
- ⑦ 金融機関やI o T導入等の相談  
融資などの金融関係の相談、I o T技術導入の相談などを受け、関係各機関等への取り次ぎ等を行います。

### 4. 問い合わせ先

秋田県観光文化スポーツ部 県産品振興課（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL：018-860-2224 FAX：018-860-3878

## 47. 食の「稼ぐ力」強化支援事業【新規】

－県内食品事業者の人材育成や事業者間連携強化を支援－

### 1. 事業概要

県内食品事業者を主たる対象として、Eコマース関連の知識習得やスキル向上を目的としたセミナーや個別伴走支援を行うとともに、収益力強化を目的としたテーマ別セミナーを実施します。

### 2. 対象者

- ・ 県内の食品製造事業者、食品卸業者
- ・ 食品製造業への参入や食品製造事業者との連携に関心のある県内企業等

### 3. 支援（事業）内容

- ・ EC事業者育成セミナー  
初級者向けや中上級者向けなど目的別にセミナーを開催します。
- ・ ECコンサルタントによる個別伴走支援  
対面やオンラインによる実践的コンサルティングを行います。
- ・ テーマ別セミナー  
AI活用による事務効率化や法務・契約の基礎能力強化などの特定のテーマに絞って、専門家によるセミナーを開催します。（2回予定）

### 4. 募集時期

開催日に合わせて随時募集

※ 詳細は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」でお知らせします。

### 5. 申し込み・問い合わせ先

秋田県観光文化スポーツ部 県産品振興課（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL：018-860-2224 FAX：018-860-3878

## 48. 秋田県えるぼしチャレンジ企業認定制度

－女性の活躍推進に積極的に取り組む企業等を支援－

### 1. 事業概要

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女活法」という。）に基づくえるぼし認定の取得を目指し、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を「えるぼしチャレンジ企業」に認定し、その取組を支援します。

### 2. 対象者

県内に本社（主たる事業所）を有し、常時雇用する労働者数が300人以下の企業等

### 3. 認定要件

- (1) 女活法に基づく一般事業主行動計画を策定し、届出していること。
- (2) 策定した(1)の一般事業主行動計画を厚生労働省のウェブサイトで公表していること。
- (3) えるぼし認定基準の数値を2つ以上達成していること。
- (4) えるぼし認定の取得を目指した取組の実施計画を有すること。

### 4. 主な支援策

- 支援金の交付（交付額上限50万円 補助率10/10）（「[37.男女ともに活躍できる職場づくり加速化事業（秋田県えるぼしチャレンジ支援金）](#)」参照）
- 競争力強化や経営革新等に係る一部補助事業の採択審査における加点、補助率の嵩上げ
- 中小企業振興資金（一般資金SDGs推進枠）による融資における軽減利率の適用
- 業務委託契約に係る企画提案方式の審査における評価点の加点 等

### 5. 申請時期

随時受け付けます。

### 6. 手続きの流れ

認定申請 → 書類審査 → 知事の認定 → 認定証の交付

### 7. ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/64699>

### 8. 申し込み・問い合わせ先

秋田県人口戦略部 男女共同参画推進課 男女共同参画推進チーム（4月1日～）

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

TEL：018-860-1555 E-Mail：persons@pref.akita.lg.jp

# 49. 秋田県よろず支援拠点

－経営上のあらゆるお悩みの解決を支援－

## 1. 事業概要

よろず支援拠点は国が設置した無料の経営相談所です。地域の支援機関と連携しながら、中小企業や小規模事業者等の経営者が抱える経営上のあらゆる相談に応じます。

## 2. 対象者

県内の中小企業・小規模事業者、NPO法人、社会福祉法人、創業予定者等

## 3. 支援内容

- ・拠点内に配置されたチーフコーディネーター、コーディネーターにより、お悩みが解決するまで継続して対応
- ・遠方の相談者の利便性を高めるため、オンライン相談を実施
- ・県内自治体や支援機関と連携しながら出張相談会を随時開催
- ・各種セミナーをオンラインや県内各地で随時開催  
(主な支援内容・テーマ)  
売上拡大／経営改善／資金繰り／創業／事業承継／補助金／IT・SNS・Webサイト など

## 4. 相談の流れ

- ・「秋田県よろず支援拠点」ホームページにアクセス
- ・相談予約ページにある「申込フォーム」に必要事項を入力し相談を予約
- ・よろず支援拠点からのメール又は電話により相談日程等の調整
- ・相談予約日時での来訪相談、オンライン相談等の実施

## 5. ホームページ

<https://akita-yorozu.go.jp/>



よろず支援拠点ページ

## 6. 問い合わせ先



公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目 1-1 秋田県庁第二庁舎 2階

秋田県よろず支援拠点

TEL018-860-5605 FAX018-863-2390 E-mail [akita.yorozu@bic-akita.or.jp](mailto:akita.yorozu@bic-akita.or.jp)



## 50. 価格転嫁専門家派遣事業【新規】

— 価格転嫁に取り組む事業者に専門家（中小企業診断士等）を派遣 —

### 1. 事業概要

（公財）あきた活性化センター登録の専門家を派遣し、中小企業等が適切かつ円滑に価格転嫁を行えるように支援します。

### 2. 対象者

県内在住の小規模事業者、中小企業者及び中小企業者が3分の2以上を占める任意団体

### 3. 支援内容

派遣される専門家は次のことを支援します。

- ・原価計算の分析や価格交渉のための資料作成
- ・価格転嫁専用システムの構築、使用方法の指導
- ・顧客との価格転嫁交渉術、値上げのタイミングなどの指導 等

また、派遣期間は派遣決定日から令和9年2月末までの間で、1企業等につき最大4回まで派遣します。

### 4. 利用料金

無料で利用できます。

### 5. 提出書類

専門家派遣要請書（所定の様式があります）、個人情報に関する同意書  
なお、本事業予算が無くなり次第、募集は終了します。

### 6. 募集時期

随時

### 7. 手続きの流れ

申請相談 → 事前調査 → 企業等が派遣要請書を提出 → 審査 → 派遣決定  
→ 診断・助言の実施 → 企業等が診断助言受入証明書を提出

### 8. 申し込み・問い合わせ先



公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目 1-1 秋田県庁第二庁舎 2階



総合相談課 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

# 51. 専門家派遣事業

－経営課題解決のため民間専門家を派遣－

## 1. 事業概要

創業や経営の向上を図ろうとする中小企業者等が抱える様々な課題に対し、(公財)あきた企業活性化センター登録の民間専門家を派遣し、課題解決のための診断・助言を実施します。

## 2. 対象者

県内在住の小規模事業者、中小企業者及び中小企業者が3分の2以上を占める任意団体

## 3. 派遣対象分野

- |              |             |            |
|--------------|-------------|------------|
| ① 経営全般       | ④ 技術・生産・ISO | ⑦ 税務・会計    |
| ② 販売・マーケティング | ⑤ 食品・醸造     | ⑧ 業務連携・協業化 |
| ③ IT・情報化     | ⑥ 法務・労務     | ⑨ その他      |

## 4. 支援内容

派遣される専門家は、企業の自助努力に対して専門的見地から診断・助言を行います。専門家の派遣日数は最大で延べ2日です。4時間未満の派遣を半日とし、最大4回の派遣が可能です。

(注)ISO等公的認証取得や許認可を得ることだけを目的とするものは対象となりません。また、企業の実務や取引先等のあっせんを行うものではありません。

## 4. 補助額・利用料金

専門家に係る謝金を補助します。但し、派遣に係る旅費は派遣要請企業等の負担となります。

## 5. 提出書類

専門家派遣要請書(所定の様式があります)、個人情報に関する同意書  
なお、本事業予算が無くなり次第、募集は終了します。

## 6. 募集時期

随時

## 7. 手続きの流れ

申請相談 → 事前調査 → 企業等が派遣要請書を提出 → 審査 → 派遣決定  
→ 診断・助言の実施 → 企業等が診断助言受入証明書を提出



事業ページ

## 8. 申し込み・問い合わせ先



公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階



総合相談課 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

# 52. 秋田県プロフェッショナル人材戦略拠点

－企業の成長戦略の取組において中核となる人材の獲得等を支援－

## 1. 事業概要

今後の事業展開に意欲的な企業の取組において中核となるプロフェッショナル人材の獲得等をサポートします。

※プロフェッショナル人材とは

新たな製品・サービスの開発や生産性の向上、積極的な販路開拓など、企業の成長に資する業務経験や専門的知識を有し、当該経験等を生かして企業の成長戦略を具現化していく人材

## 2. 支援対象

県内の中小企業

## 3. 支援内容

- ・民間人材紹介事業者等を通じたプロフェッショナル人材の獲得支援
- ・副業や兼業の形態による外部人材の活用支援
- ・企業の成長戦略の実現に必要な人材像の明確化支援
- ・プロフェッショナル人材の活用等に関するセミナーの開催等

※民間人材紹介事業者とは

企業から求人依頼を受け、自社に登録している転職希望者等から適した人材を選定し、求人企業へ紹介を行う事業者（職業安定法第30条第1項の許可を得ている有料職業紹介事業者）

## 4. ホームページ

<https://www.akita-projin.com/>



プロフェッショナル  
人材戦略拠点ページ

## 5. 申し込み・問い合わせ先



公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目 1-1 秋田県庁第二庁舎 2階



秋田県プロフェッショナル人材戦略拠点

TEL 018-860-5624 FAX 018-860-5612

E-mail [projinzai@bic-akita.or.jp](mailto:projinzai@bic-akita.or.jp)

# 53. 生産性向上支援事業

－生産現場の改善活動をお手伝いします！－

## 1. 事業概要

- (1) 企業生産性向上支援事業
  - ・県内企業の生産性向上を目指して、製造現場の改善支援を行います。
- (2) カイゼン活動支援事業
  - ・秋田県と連携して、トヨタ自動車東日本株式会社(以下、「TMEJ」という。)の協力を得て異業種相互研鑽による製造現場のカイゼン活動支援事業を行います。

## 2. 対象者

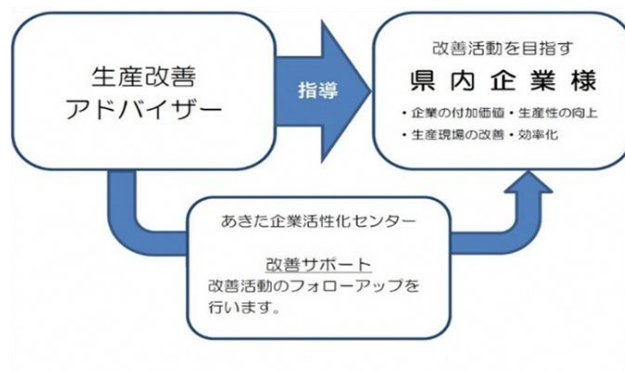
- (1) 企業生産性向上支援事業
  - ・県内の製造業（業種不問）15社程度
- (2) カイゼン活動支援事業
  - ・県内の製造事業者からの応募と、その後の選考により1社を決定

## 3. 支援内容

- (1) 企業生産性向上支援事業

生産性向上のための課題抽出やその解決に向けた取組について、生産改善アドバイザーによる改善指導やアドバイスにより、企業の自発的な改善活動を支援するほか、改善活動をより全県的な取組としていくため、「工程改善トレーニング研修」や「ベンチマーク研修」などの各種活動も合わせて展開します。

### ＜事業スキーム＞



- (2) カイゼン活動支援事業

TMEJの担当者等が支援先企業を訪問し、製造現場におけるカイゼンを相互にアイデアを出し合いながら取り組み、TMEJの考え方を学びつつ、現場社員の考える力や主体性向上が期待できます。

## 4. 費用

無料

## 5. 期間等

- (1) 企業生産性向上支援事業
  - ・指導期間や訪問頻度は相談に応じます。
- (2) カイゼン活動支援事業
  - ・年度前半にカイゼン活動、後半は成果報告等を予定しています。

## 6. 申し込み・問い合わせ先

公益財団法人  
ACTIVE! あきた企業活性化センター  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階



取引振興課 TEL 018-860-5623 FAX 018-860-5612 E-Mail: [hanro@bic-akita.or.jp](mailto:hanro@bic-akita.or.jp)

# 54. 医療機器サプライチェーン参入支援事業

－ 医療機器サプライチェーンへの参入を専門機関が支援 －

## 1. 事業概要

県内ものづくり企業等による大手医療機器メーカー等のサプライチェーンへの参入を、医療機器産業に関する専門知識と人脈を有する専門機関が支援します。

## 2. 対象者

県内中小企業者等

## 3. 支援内容

- ・医療機器メーカー向けPR資料の作成支援
- ・技術や既存製品の販路開拓に関するアドバイス
- ・医療機器メーカー等との商談設定

## 4. 事業スキーム

### ○背景

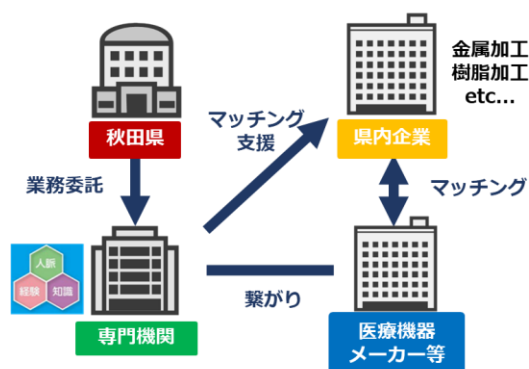
厚生労働省の方針として、国内医療機器の安定供給のために、部品・原材料調達先のマルチ化や製造場所の分散が奨励されている。

新規参入の  
チャンス

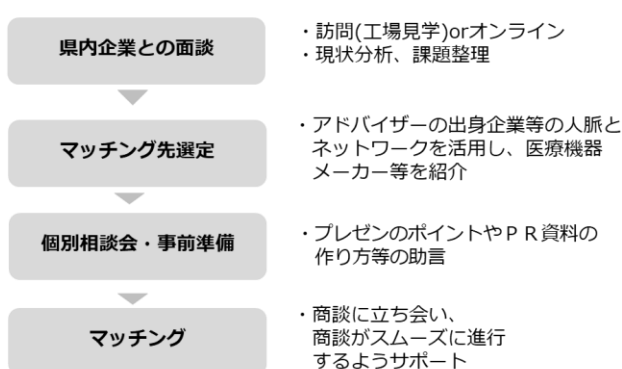
### ○目的

県内企業が医療機器メーカー等のサプライチェーンに参入できるよう、専門機関のアドバイザーが医療機器メーカー等とのマッチングを支援する。

### 1 事業のイメージ



### 2 基本的なマッチングの流れ



## 5. 募集時期

令和8年4月中旬 ～ 5月中旬 (予定)

詳細が決まり次第、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」でお知らせします。

## 6. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 新産業創造課 産学官連携チーム (4月1日～)

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL: 018-860-2247 E-Mail: shinsan@pref.akita.lg.jp

## 55. 次世代GX人材育成・交流プログラム【新規】

一県内事業者や大学生等を対象に脱炭素・GXに関する理解促進を支援します。

### 1. 事業の目的

セミナーや研修講座の提供により、経営者や従業員等の脱炭素・GXビジネス関連の知識向上を支援するとともに、プログラム参加者と環境分野への関心が高い大学生等の若者との交流機会の提供等により、県内事業者の脱炭素・GXビジネスへの挑戦を後押しします。

### 2. 対象者

県内事業者（大企業も含みます）

### 3. 事業内容

- ① GXビジネス等理解促進セミナーの開催
  - ② GXビジネス等を牽引する人材育成・交流プログラム（研修講座）の提供
  - ③ 県内事業者による先行事例を紹介する動画の公開
- （※本事業は補助事業ではありません。）

### 4. 募集時期

詳細が確定し次第、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」のほか、脱炭素・GXビジネス関連の支援情報や先行事例等の各種情報を網羅した専用ポータルサイト（年度内に公開予定）等でご案内します。

### 5. 問い合わせ先

秋田県生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム  
〒010-8572 秋田市山王四丁目1番1号  
TEL 018-860-1573 E-Mail en-ondanka@pref.akita.lg.jp

# 56. 職業能力開発支援事業

－企業ニーズに対応した人材育成支援－

## 1. 事業の目的

県内の技術専門校3校において、ニーズに即した人材育成と各企業の生産性向上を支援するための短期間の講習を実施します。

## 2. 対象者

県内に事務所・事業所を有する中小企業の在職者等

## 3. 講習の概要

- ・講習日数：2～3日
- ・講習時間：9：00～16：00（一部コース 17：00）
- ・受講料：無料（ただし、テキスト代等は自己負担となります）

## 4. 講習メニュー

○メニュー型講習（抜粋）

分類	講習名
各種技能講習	ガス溶接、木造建築物の組立て等作業主任者等
各種特別教育	産業用ロボット、アーク溶接、高所作業車運転、小型車両系建設機械等
職業階層別講習	職長・安全衛生責任者教育、ビジネスマナー等
技能習得講習	TIG溶接、MCプログラミング、エアブラシ塗装、自動車整備等
資格取得対策	第二種電気工事士、各種2級施工管理技士、建設業経理士検定2級等
ICTスキル講習	ワード、エクセル、パワーポイント、JW-CAD、AutoCAD、動画編集、等
D X 関連講習	生成AI、ChatGPT、Googleクラウド活用、Canva等

○オーダーメイド型講習

講習の内容や実施時期などを企業の要望に応じて設定できる講習（随時実施）

## 5. 受講申し込み

- ・メニュー型講習：各技術専門校へ受講申込書を提出（4月2日より受付開始）
- ・オーダーメイド型講習：各技術専門校へご相談ください

## 6. ホームページ

○美の国あきたネット「秋田県立技術専門校ポータルサイト」在職者向け職業訓練  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/contents/82012>

## 7. 申し込み・問い合わせ先

- 秋田県立鷹巣技術専門校 民間訓練支援室（北秋田市綴子字街道下191）  
TEL：0186-84-8351 FAX：0186-84-8352 コンテンツ番号 82026  
E-Mail：takanosu-kunren@mail2.pref.akita.jp
- 秋田県立秋田技術専門校 職業訓練センター（秋田市向浜一丁目2-1）  
TEL：018-824-2548 FAX：018-862-9963 コンテンツ番号 82046  
E-Mail：kunrenc@mail2.pref.akita.jp
- 秋田県立大曲技術専門校 民間訓練支援室（大仙市大曲川原町2-30）  
TEL：0187-62-6321 FAX：0187-62-3680 コンテンツ番号 82058  
E-Mail：minkankunren@mail2.pref.akita.jp
- 秋田県産業労働部 雇用労働政策課 産業人材チーム（秋田市山王三丁目1-1）  
TEL：018-860-2301 FAX：018-860-3833

# 57. 産業技術センター 技術研修

－企業の人材育成を支援します－

## 1. 事業概要

県内企業等の課題解決・人材育成を目的として、「次世代ものづくり人材育成事業」による研修を実施します。本研修では、センター所有の3D-CAD/CAM/CAE等を活用した設計、試作開発、構造解析、射出成形、機械加工、AI・IoT等を実践的に習得することができます。

## 2. 対象者

県内企業等

## 3. 研修内容

研修コースは、10コースを設けています。まずは企業の皆様から技術課題をご相談いただき、課題解決に向けて各コースから必要な技術を組み合わせて、研修を実施します。

ご利用の際は、「産業技術センター技術研修制度（無料）」に則り、お申込ください。なお、試作等（消耗品が発生する場合など）は、材料費等を含んだ設備利用料を納入していただく場合があります。

まずはお気軽にご相談ください。

### 研修コース

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| (1) 3D-CAD    | 【対象：機械・電機・電子部品設計、金型設計ほか】   |
| (2) 機械加工      | 【対象：機械・電子部品、金型等の設計・加工ほか】   |
| (3) 射出成形      | 【対象：プラスチック部品設計、射出成形金型設計ほか】 |
| (4) 試作開発      | 【対象：意匠設計、新製品開発設計ほか】        |
| (5) 次世代鋳造     | 【対象：鋳造方案設計・加工ほか】           |
| (6) デジタル検査    | 【対象：機械・電機・電子部品設計、金型設計ほか】   |
| (7) 構造解析      | 【対象：機械・電機・電子部品設計、金型設計ほか】   |
| (8) 流体解析      | 【対象：機械・電子部品、金型等の設計・加工ほか】   |
| (9) ロボット活用    | 【対象：機械・電機・電子部品製造ほか】        |
| (10) AI・IoT活用 | 【対象：機械・電機・電子部品製造ほか】        |

## 4. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業技術センター

〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-1-1

TEL：018-862-3414 FAX：018-865-3949

E-Mail：design@aitc.pref.akita.jp

## 58. 総合食品研究センター 技術研修

ー総合食品研究センターは、企業の人材育成を支援していますー

### 1. 事業概要

県内企業等の人材を育成するための研修や講習会を実施します。

企業ニーズに応じた食品加工や醸造等に関する研修、衛生管理に関する講習会等のほか、企業等からの開催要請に基づくオーダーメイド型研修の実施も推進しています。

必要に応じて、研修内容に関連する分析機器や加工設備の使用についても研修を行います。

### 2. 対象者

県内の食品事業者・農業生産者および関係団体等

### 3. 支援内容

令和8年度の研修コース（予定※）（各コースとも¥2,000）

- ①食品衛生検査研修
- ②食品の保存と水分活性
- ③食品表示法等に基づいた適正な食品表示
- ④食品加工の基本操作
- ⑤オーダーメイド研修

オーダーメイド実施例：甘酒、煎餅、味噌、漬物、いぶりがっこ、ジャム、  
ドライフルーツ、焼き菓子

※各研修コースの詳細は、5月上旬頃にホームページでお知らせします。

### 4. ホームページ

[https://www.arif.pref.akita.jp/02\\_kensyu.html](https://www.arif.pref.akita.jp/02_kensyu.html)

### 5. 申し込み・問い合わせ先

秋田県総合食品研究センター 総務企画室

〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-26

TEL: 018-888-2000

FAX: 018-888-2008

E-mail: [kensyu@arif.pref.akita.jp](mailto:kensyu@arif.pref.akita.jp)

## 59. 移住支援金対象法人への登録

－移住支援金制度を活用して、人材不足を解消しませんか－

### 1. 事業概要

移住支援金制度は、東京23区に5年以上在住又は通勤されている方が、秋田県移住・就職サイト（以下、あきたジョブという）に掲載された移住支援金対象求人に応募して就職・移住した場合、移住先の市町村から移住者に支援金を支給するものです。

移住支援金対象法人として、「あきたジョブ」に求人情報を掲載すると、東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）に在住するUIJターン希望者からの注目度が高まり、人材確保に繋がる可能性があります。

### 2. 対象者

県内の中小企業等

### 3. 支援内容

秋田県へ就職・移住を考えている方向けの情報サイト「あきたジョブ」へ求人情報を掲載することにより、次のようなメリットがあります。

- ・効果的な求人広告・採用活動をサポートする研修への参加
- ・本制度を利用して移住者を雇用した場合、厚生労働省の「早期再就職支援等助成金（UIJターンコース）」により採用活動に要した経費の一部を助成
- ・「あきたジョブ」に登録された求人情報は、最大8種の民間求人まとめサイトに無料転載も可能

### 4. 手続きの流れ

登録申請書及び法人登記履歴事項全部証明書を提出 → 審査 → 対象法人認定 → 「あきたジョブ」の申し込みフォームに企業情報及び求人情報を入力 → サイト公開  
(URL : <https://www.akita-job.jp/>)

### 5. 申し込み・問い合わせ先

秋田県 人口戦略部 移住・定住促進課 移住促進チーム（4月1日～）  
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1  
TEL:018-860-1234 E-Mail:iju@pref.akita.lg.jp

## 60. 外国人材受入サポートセンター運営事業

－企業の人手不足対策としての外国人材受入れに対する伴走支援－

### 1. 事業の目的

県内中小企業者等の外国人材受入れのほか、定着・共生に向けた取組に係る相談窓口を設置し、人手不足に悩む県内企業、関係団体への支援を行う。

### 2. 対象者（対象分野）

個人事業者、県内中小企業者、個人、団体など

### 3. 支援（事業）内容

- ・ 専門相談員による外国人材受入れ・共生に係る相談対応、伴走支援
- ・ 関係団体向け出前講座の開催
- ・ 企業向けセミナーの開催
- ・ ウェブサイトによる情報発信

### 4. サポートセンター設置場所等

- ・ 秋田県教育会館 2 階（〒010-0951 秋田市山王四丁目 4 番 1 4 号）  
TEL 018-838-0520  
E-Mail [work-in-akita@toyowork.co.jp](mailto:work-in-akita@toyowork.co.jp)

### 5. 開設時間等

- ・ 平日 10:00～17:00

### 6. ホームページ

<https://workinakita.com/>

### 7. 問い合わせ先

秋田県産業労働部 雇用労働政策課 就業支援チーム  
〒010-8572 秋田市山王三丁目 1 番 1 号  
TEL 018-860-2334 E-Mail [koyorodo@pref.akita.lg.jp](mailto:koyorodo@pref.akita.lg.jp)

# 61. 産学官連携イノベーション人材育成事業

－産学官連携による研究開発人材の育成を支援－

## 1. 事業の目的

産学官連携による研究開発の促進とイノベーション人材の育成に資するため、女性・若手研究者による幅広い分野でのイノベーション創出や、次世代放射光施設（ナノテラス）を活用して研究開発に活かすことができる人材育成に向けた取組を支援します。

## 2. 募集分野

以下の募集分野に1つ以上該当するもの

- (1) 女性・若手研究者育成分野：女性研究者・若手研究者・学生による研究開発テーマを支援
- (2) ナノテラス活用人材育成分野：ナノテラスによる分析テーマを支援

## 3. 対象者

- (1) 県内企業、大学等（ただし、県内の産学官のうち2以上が連携することが要件）
- (2) 県内企業（ただし、大学、公設試等の研究機関と連携することが要件）

## 4. 助成額

委託料 75万円（上限）× 4件程度

## 5. 対象経費

- (1) 研究開発に要する費用（設備備品費、人件費、消耗品費、旅費、共同研究費等）
- (2) ナノテラスによる分析に要する費用（設備備品費、消耗品費、旅費、使用料、共同研究費等）

## 6. 事業期間

委託契約の日より令和9年2月26日まで（予定）

## 7. 募集時期

4～5月頃の募集を予定しています。

## 8. 手続きの流れ

事業提案書の提出 → 審査 → 委託先の決定 → 委託契約締結 → 委託事業の実施 → 事業報告書の提出 → 委託料の支払い（概算払いも可）

## 9. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 新産業創造課 産学官連携チーム（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL：018-860-2247 E-Mail：shinsan@pref.akita.lg.jp

## 62. あきた企業連携型奨学金返還助成制度への登録

－県と連携して、県内就職者の奨学金返還を支援しましょう－

### 1. 事業概要

「あきた企業連携型奨学金返還助成制度」は、県と連携して、県内に就職した大卒者等の奨学金返還を支援する制度です。

本制度への登録企業（支援対象者への支援額を県と連携して負担する企業）となることで、将来の企業の中核を担う人材の獲得につながることを期待されます。

### 2. 対象者

県内本社企業及び県内に定めて雇用する県外本社企業

### 3. 支援内容

登録企業となることで、次のようなメリットがあります。

- ・秋田県就活情報サイト「KocchAke!」への情報掲載による企業PRの強化
- ・東京・京橋の就職相談窓口「アキタコアベース」の相談員等による県外大学への情報発信
- ・最大で6年間（助成上限額20万円/年）にわたり貴社に在職する方を支援することによる早期離職の防止

### 4. 募集時期

登録企業の募集は、支援対象者の入社年度ごとに行っており、現在は、「令和9年度に就職する方」を支援する企業を、令和8年5月31日まで募集しています。

※「令和10年度就職者向け」は令和8年6月1日～令和9年5月31日の募集を予定していません。

### 5. 手続きの流れ

登録申込書等を提出 → 審査 → 登録決定通知 → 秋田県就活情報サイト「KocchAke!」  
(<https://kocchake.com/scholarship/>)にて登録企業としての情報を掲載

### 6. ホームページ

<https://kocchake.com/scholarship/>

### 7. 申し込み・問い合わせ先

秋田県 人口戦略部 移住・定住促進課 調整・県内定着促進チーム（4月1日～）  
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1  
TEL:018-860-1248 E-Mail:iju@pref.akita.lg.jp

## 63. 秋田県奨学金返還助成制度の「特定業種」の確認

－「特定業種」の確認にご協力ください－

### 1. 事業概要

秋田県奨学金返還助成制度は、県内に就職した方の奨学金返還を支援する制度です。

この制度では、特に人材確保を進めるべき「特定業種」を①航空機、②自動車、③医療福祉機器、④情報、⑤新エネルギーとし、その業種で、県の確認を受けた企業等に就職する方への助成率を10/10としています。（特定業種以外の企業等に就職した場合は2/3）

企業が県の「特定業種」の確認を受けることで、優秀な人材の獲得に繋がる可能性があります。

### 2. 対象者

県内本社企業及び県内に定めて雇用する県外本社企業

### 3. 支援内容

「特定業種」の確認を受けることで、次のようなメリットがあります。

- ・秋田県公式サイト「美の国あきたネット」への企業名掲載による企業PRの強化
- ・特定業種の確認を受けた企業に就職した支援対象者には、最大で3年間にわたり支援が実施されることによる早期離職の防止

### 4. 申請時期

随時

### 5. 手続きの流れ

確認申請書等を提出 → 審査 → 確認通知 → 秋田県就活情報サイト「KocchAke！」  
(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10451>)にて特定業種該当企業としての掲載

### 6. ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/18015>

### 7. 申し込み・問い合わせ先

秋田県 人口戦略部 移住・定住促進課 調整・県内定着促進チーム（4月1日～）  
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1  
TEL:018-860-1248 E-Mail:iju@pref.akita.lg.jp

## 64. 秋田県就活情報サイト「KocchAke!」への掲載

—新卒学生等を採用するためのPR支援—

### 1. 事業概要

秋田県就活情報サイト「KocchAke!」は、就職活動中の若者と秋田県内の企業をつなげることを目的としたWEBサイトです。

### 2. 対象者

県内本社企業及び県内事業所に定めて雇用する雇用形態がある県外本社企業（詳細は、下記URL先の「利用規約」をご確認ください。）「利用規約：[https://kocchake.com/pages/member-  
regist](https://kocchake.com/pages/member-regist)」

### 3. 支援内容

下記（１）～（７）の内容が無料で掲載可能です。また、KocchAke!の企業会員登録は、秋田県が主催する合同就職面接会等の各種イベントへの応募要件になります。

（１）企業基本情報 （２）採用情報 （３）個別企業説明会（WEB・対面）等の開催情報

（４）企業紹介動画 （５）インターンシップ情報（応募フォーム併設可能）

（６）先輩の声（実際に働く先輩社会人の紹介） （７）人事担当者のブログ

### 4. 募集時期

随時募集しています。

### 5. 手続きの流れ

下記URL「KocchAke!企業会員登録」にある「利用規約」を確認のうえ、フォームから申請  
→県で内容を審査 →承認メールが届くので、各社編集にて企業情報等を掲載

(URL：[https://kocchake.com/pages/member-  
regist](https://kocchake.com/pages/member-regist))

### 6. ホームページ

秋田県就活情報サイト「KocchAke!」 <https://kocchake.com/>

### 7. 問い合わせ先

秋田県 人口戦略部 移住・定住促進課 調整・県内定着促進チーム（４月１日～）

〒010-8570 秋田市山王四丁目１－１

TEL:018-860-1248 E-Mail:iju@pref.akita.lg.jp

## 65. 研究開発コーディネーターの配置

－技術シーズの活用から製品開発まで、あらゆる相談に対応－

### 1. 事業概要

生産現場などでの専門知識を持つ研究開発コーディネーターを、秋田県産業技術センターと（公財）あきた企業活性化センターに配置し、新事業の萌芽から事業化までを支援します。

### 2. 対象者

県内中小企業者、個人事業者

### 3. 支援内容

- ・技術等相談対応
- ・研究・製品開発支援
- ・産産連携・コンソーシアム形成支援
- ・競争的資金の獲得支援

### 4. 申し込み・問い合わせ先

- ・秋田県産業技術センター  
〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-1-1  
TEL：018-862-3414 FAX：018-865-3949  
E-Mail：soudanshitu@aitc.pref.akita.jp



公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階



新事業・設備支援課 TEL:018-860-5702 FAX:018-860-5612 E-Mail:setsubi-ken@bic-akita.or.jp

## 66. 産業技術センター 技術支援

—企業等が抱える技術課題を共有し、解決を目指します—

### 1. 事業概要

産業技術センターでは、企業などが抱える技術的な課題の解決を目指し、研究員が総合的な技術支援を行います。

### 2. 対象者

県内企業等

### 3. 支援内容

産業技術センターでは次の支援メニューがあります。課題の内容に合わせて、企業の皆様と解決にあたります。

#### 技術相談

技術支援サービスを利用する際の総合案内窓口です。  
お気軽にお問い合わせください。

#### 機器・設備使用

県内企業をはじめ外部の方が品質管理、分析評価、加工等に使用できる設備及び施設を開放しております。

#### 簡易受託/受託研究

当センター研究員が委託を受けて分析・評価・研究等を行います。  
【実施例】 化学組成分析・電磁ノイズ評価など

#### 共同研究

企業様などと連携して研究を実施します。成果の技術移転も行います。  
【実施例】 新技術開発・製品化支援など

#### 開放研究室

当センター研究員と緊密なコミュニケーションをとりながら、ともに課題解決を行います。また、当センター保有の設備・機器を活用し、研究開発の加速を図ります。

【開放研究室】  
9室

【高機能開放研究室】  
6室



開放研究室



高機能開放研究室

#### 技術者育成研修

課題解決・人材育成を目的として、当センター保有の3D-CAD/CAM/CAE等を活用した設計、試作開発、構造解析、射出成形、機械加工、AI・IoT等について実践的に習得することができます。

企業の皆様から技術課題をご相談いただき、解決に向けてご希望に沿った研修を行います。

### 4. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業技術センター

〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-1-1

TEL : 018-862-3414 FAX : 018-865-3949

E-Mail : soudanshitu@aitc.pref.akita.jp

## 67. 産学官連携コーディネーターの配置

— 企業ニーズと大学等の研究シーズをマッチングし、新技術・新製品開発を支援 —

### 1. 事業概要

大学等研究機関の研究者が保有する研究シーズと県内企業のニーズをマッチングする産学官連携コーディネーターを、(公財)あきた企業活性化センターに配置し、新技術・新製品開発に係るテーマの探索から育成までを支援します。

### 2. 対象者

県内中小企業者、個人事業者、大学等研究者

### 3. 支援内容

- ・ 研究開発テーマの探索
- ・ 開発ニーズと研究シーズのマッチング
- ・ 技術等相談対応
- ・ 産学官連携・コンソーシアム形成支援
- ・ 競争的資金の情報収集と情報提供、提案書作成支援

#### 【競争的資金の一例・・・Go-Tech 事業】

募集機関：国（経済産業省）

事業概要：ものづくり基盤技術及びサービスの高度化を目的として、中小企業者等が、大学・公設試等と連携して行う研究開発等を支援する。

事業期間：2～3年

補助上限額：7,500万円（2年間合計）、9,750万円（3年間合計）

補助率：原則2/3

※ 活性化センターでは提案書の作成支援のほか、採択後も事業管理機関として、研究推進に向けた支援を行います。

### 4. 申し込み・問い合わせ先



公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目 1-1 秋田県庁第二庁舎 2階



新事業・設備支援課 TEL:018-860-5702 FAX:018-860-5612 E-Mail:setsubi-ken@bic-akita.or.jp

## 68. 総合食品研究センター 技術相談支援

－研究シーズの活用や新商品開発から課題解決まで、様々な相談に対応します－

### 1. 事業概要

県内企業や事業者の方々が食品や飲料の商品開発を行うにあたり、原材料から加工製造、製品化まで、技術的相談を随時受付けています。また、当センターが独自に開発したオリジナル技術の移転や活用を推進しています。

### 2. 対象者

県内の企業・事業者、農業法人及び関係機関・団体等

### 3. 支援内容

#### (1) 技術相談・技術支援

- ・県産農林水産物を原材料とした加工開発を行う場合のアドバイス
- ・加工製造上および商品開発をするための課題等に関するアドバイス
- ・委託製造先の紹介 など

※同一課題について長期間（1～3か月程度）の支援が必要な場合には、「技術支援申請」による支援制度（無料）もご利用いただけます。

#### (2) 試作品製造のための機械・設備の利用

県内企業等の方々が商品を試作する場合、当センター保有の機器・設備を利用できます。販売目的の製造はできません。

《主な機械等》スチームコンベクションオープン、小型蒸練機、急速凍結機、小型高温高圧調理機（レトルト）、粒度分析計、他  
《利用料金》お問い合わせください。

#### (3) オリジナル技術の移転

当センターが開発した以下の素材や技術等を商品に活用できます。

- ・あめこうじ：白くて甘い特徴の麴で甘酒やお菓子、漬物等多様な商品に活用
- ・AKITA 雪国酵母：フルーティーな香りが変化しにくい酵母で輸出用吟醸酒等に活用
- ・蒸留酒製造技術：県産ウイスキーやクラフトジンの開発や商品化等に活用
- ・ワイン製造技術：県産の果実を活用したワインの開発や商品化等に活用
- ・濁酒製造技術：県産の素材を活用した濁酒（どぶろく）の開発や商品化等に活用
- ・ビール製造技術：県産の素材を活用したビールの開発や商品化等に活用
- ・米菓製造技術：県産米を使用した米加工品の高品質化等に活用
- ・機能性食品：県産農水産物の機能性研究を活用した商品化等を支援
- ・特産海藻活用技術：ギバサ等の粘る海藻を用いた商品化等に活用
- ・しょつつる加工技術：発酵調味料「しょつつる」を活用した商品化等を支援
- ・漬物製造技術：いぶりがっこ等の県産漬物とその加工品に活用
- ・その他、様々な技術を活用した商品化（詳細はお問い合わせください。）

### 4. ホームページ

[https://www.arif.pref.akita.jp/02\\_annai.html](https://www.arif.pref.akita.jp/02_annai.html)

### 5. 申し込み・問い合わせ先

秋田県総合食品研究センター 総務企画室  
〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-26  
TEL: 018-888-2000  
FAX: 018-888-2008  
E-Mail: [info@arif.pref.akita.jp](mailto:info@arif.pref.akita.jp)

## 69. 総合食品研究センター 受託・共同研究

－企業等の技術開発や新商品開発等を支援します－

### 1. 事業概要

意欲のある県内企業等の技術開発を推進し、企画力の向上を図るとともに研究開発型企业等への転換を促すため、受託研究および共同研究を実施しています。企業と県内公設試や大学等と共通の課題について技術情報を交換しながら、技術連携により新技術や新製品および新商品の開発に積極的に取り組みます。

### 2. 対象者

- ・食品加工、醸造・発酵やバイオ関連事業を行っている企業等
- ・大学等の研究機関
- ・センターの技術シーズを活用する企業等

### 3. 支援内容

#### (1) 受託研究

- ①企業等が実施困難な研究課題について、センターが委託を受けて研究を実施します。これに要する費用等は研究を委託する企業等が負担します。
- ②センターの技術シーズ等を活用した研究や調査等を行います。

#### (2) 共同研究

- ①企業等や研究機関とセンターとが、共通の課題について技術情報を交換することにより共同で行う研究で、双方が研究及び研究に要する費用を分担します。企業等は必要に応じてセンターが研究に要する費用の一部を負担します。
- ②センターの技術シーズを活用した新技術開発、新製品や新商品開発等を行います。
- ③技術シーズの共同開発等を行います。

### 4. ホームページ

[https://www.arif.pref.akita.jp/02\\_annai.html](https://www.arif.pref.akita.jp/02_annai.html)

### 5. 申し込み・問い合わせ先

秋田県総合食品研究センター 総務企画室  
〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-26  
TEL: 018-888-2000  
FAX: 018-888-2008  
E-mail: [info@arif.pref.akita.jp](mailto:info@arif.pref.akita.jp)

# 70. 食品加工機器の相談窓口

－食品加工機器の発注等に関する相談に対応－

## 1. 事業概要

食品加工機器等の整備や県内受発注の促進に向けて、発注等に関する相談に応じ、関係機関等と連携しながら解決に向けて支援します。

【まずは相談してみませんか】

例えば・・・こんな場合にどうすればいいの？

- 機械化したいが、どんな機器を導入すればいいのか分からない。
- 市販の機器では合わないので、改造してくれるところを探したい。
- 保証・保守期間が切れた機器のメンテナンスを近くに頼みたい。
- 故障した古い機器を修理してくれるところを探したい。 等々…

## 2. 対象者

県内の食品製造事業者、機器製造・整備事業者等

## 3. 支援内容

- ・ 秋田県総合食品研究センターと秋田県中小企業団体中央会に相談窓口を設置
- ・ 食品加工機器の製造や整備、保守点検等の発注等に関する相談に対応
- ・ 相談内容に応じて、関係機関（秋田県産業技術センター、（公財）あきた企業活性化センター等）と連携しながら解決に向けた情報提供や取次等により支援

【相談窓口】

- ・ 秋田県中小企業団体中央会  
TEL 018-863-8701 （平日 9:00～17:00）  
E-mail: [kiki@chuokai-akita.jp](mailto:kiki@chuokai-akita.jp)
- ・ 秋田県総合食品研究センター  
TEL 018-888-2000 （平日 9:00～17:00）  
E-mail: [kiki@arif.pref.akita.jp](mailto:kiki@arif.pref.akita.jp)

## 4. ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/48702>

## 5. 問い合わせ先

秋田県総合食品研究センター 総務企画室  
〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-26  
TEL: 018-888-2000  
FAX: 018-888-2008  
E-mail: [kiki@arif.pref.akita.jp](mailto:kiki@arif.pref.akita.jp)

# 71. 経営革新計画承認制度

— 中小企業等経営強化法による新事業活動に取り組む事業者の計画を承認 —

## 1. 承認の対象となる計画の要件

- (1) 計画期間は3～5年間であること
- (2) 次の5つの分類のいずれか又は複数に該当する取組であること
  - ① 新商品の開発または生産
  - ② 新役務の開発または提供
  - ③ 商品の新たな生産または販売の方式の導入
  - ④ 役務の新たな提供の方式の導入
  - ⑤ 技術に関する研究機関及びその成果の利用その他の新たな事業活動
- (3) 次の①と②を両方満たす計画であること
  - ①付加価値額または1人当たり付加価値額が、3年計画では9%以上、4年計画では12%以上、5年計画では15%以上向上する。
  - ②給与支給総額が、3年計画では4.5%以上、4年計画では6%以上、5年計画では7.5%以上向上する。

## 2. 承認を受けるメリット

- ・信用保証の特例、政府系金融機関の低利融資等の支援措置が用意されています。
- ・国・県等の補助金への加点措置等が用意されています。
- ・自社の特徴（強み、弱み）を活かした経営目標を定めるきっかけとなります。
- ・社員に会社の目指すべき方向や具体的な数値目標を示すことでモチベーションUPに繋がります。
- ・必要な外部調達資金が明確になり金融機関への融資依頼や返済計画の説明がしやすくなります。

## 3. 提出書類

所定の申請書、定款、直近2期分の決算書、その他説明資料など

※申請書等の様式は県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」からダウンロードできます。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/31184>

2025年1月から国の電子申請システムを活用した申請も受け付けています。  
申請書の作成を補助する機能もありますのでぜひ活用をご検討ください。  
※システムの利用にはG Biz IDアカウントが必要となります。

## 4. 申請時期

随時受け付けます。（審査会はおおむね月1回開催）

## 5. 手続の流れ

（※事前相談） → 書類チェック → 申請 → プレゼンテーション審査 → 知事の承認

※(公財)あきた企業活性化センター、商工会議所、商工会等経営革新等支援機関において、経営革新計画策定支援を行っておりますので、事前に相談してください。

## 6. 申請・問い合わせ先

秋田県産業労働部 商工業振興課 経営強化チーム（4月1日～）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL: 018-860-2244 FAX: 未定 Email: induprom@pref.akita.lg.jp

## 72. 輸送機産業高度支援人材配置事業

－輸送機関連企業のビジネスマッチングを支援－

### 1. 事業概要

輸送機関連産業への参入・取引拡大を促進するため、自動車メーカーOBの専門家が、新製品・新技術の開発や企業間連携、輸送機メーカーや部品メーカーとのマッチング等を支援します。

### 2. 対象者

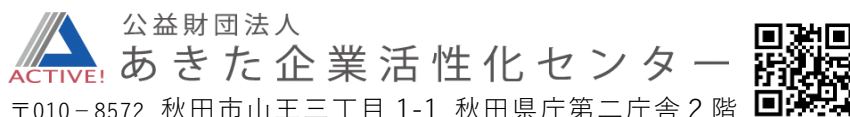
県内に事業拠点があり、輸送機産業への参入や取引拡大に取り組む企業

### 3. 支援内容

自動車メーカーOBであるプロジェクトマネージャーを中心に次の支援を行います。

- ・川下企業の技術課題の把握と川上（県内）企業のコア技術の発掘によるビジネスマッチング
- ・県内企業の技術開発・製品開発支援
- ・輸送機関連展示商談会の出展企業支援
- ・企業間連携によりアッセンブリー、モジュール部品を納品できる「企業グループ」の形成支援
- ・生産現場を担う人材の育成支援
- ・中京地区輸送機関連メーカーの発注情報収集及び県内企業とのマッチング

### 4. 問い合わせ先



取引振興課 TEL 018-860-5623 FAX 018-860-5612

# 73. マッチングコーディネーター配置事業

—輸送機関連のマッチング支援—

## 1. 事業の目的

現在生産している部品の転換や新たな製造部品における企業同士のビジネスマッチング機会の提供を図るため、中京地区企業と秋田県内企業とのビジネスマッチングを図るコーディネーターを配置します。

## 2. 対象者（対象分野）

県内に事業拠点があり、輸送機産業への新規参入や販路拡大に取り組む企業

## 3. 支援（事業）内容

マッチングコーディネーターが、次の支援を行います。

- ・ 中京圏等の発注企業ニーズの収集と県内企業への情報提供
- ・ 商談の機会づくり
- ・ 中京圏の企業に対する県内企業の製品や技術情報のPR 等

また、マッチングコーディネーターは、県内企業の訪問等を通じて製品や技術シーズを理解しながら、商談の成立を目指します。

マッチングコーディネーターの活動をより効果的に活かすため、県機関（名古屋事務所、輸送機産業振興室等）との情報を共有します。

## 4. 問い合わせ先



公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目 1-1 秋田県庁第二庁舎 2 階



取引振興課 TEL 018-860-5623 FAX 018-860-5612

## 74. 販路開拓事業/受発注企業支援

－県内ものづくり企業の受発注拡大を支援－

### 1. 事業概要

首都圏、東北地区等の発注案件の収集を行い、得られた情報を県内企業へ提供するほか、発注案件を県内企業へ個別にあっせんします。

また、首都圏等の発注企業と県内受注企業との商談の場を提供します。

### 2. 対象者

県内在住の一般機械、電気機器、金属製品、精密機器、輸送用機器製造業等のものづくり企業

### 3. 支援内容

- ・首都圏、東北地区等の発注案件の収集、県内企業との同行訪問、発注案件のあっせん紹介
- ・収集した発注案件等をEメールにより提供、センターウェブサイトから発信
- ・収集した発注案件等を提供する報告会の開催（第1回6月、第2回12月に開催予定）
- ・青森、秋田、岩手、北海道の4道県の支援機関が合同で開催する「青森・秋田・岩手・北海道 合同商談会」の開催（東京都内で7月に開催予定）
- ・秋田県単独による「あきたモノづくり商談会」の開催（秋田市で10月に開催予定）
- ・県内受注企業が掲載されているデータベース「あきた企業ガイド」の発信

<あきたモノづくり商談会 開催の様子>



### 4. 申し込み・問い合わせ先



公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目 1-1 秋田県庁第二庁舎 2階



取引振興課 TEL 018-860-5623 FAX 018-860-5612 E-Mail: hanro@bic-akita.or.jp

# 75. 秋田県産品テスト販売制度

－秋田県東京アンテナショップ等における販路開拓等－

## 1. 事業概要

秋田県アンテナショップ等において、秋田県産品を生産・販売する食品事業者のためのテスト販売枠を設け、販路開拓活動等を支援します。

## 2. 補助対象者

秋田県内に主たる事業所を有する企業、組合、各種団体、グループ及び個人  
(暴力団員等に該当しない者)

## 3. 対象商品

原則、申請事業者が秋田県内で製造し、秋田県産品ポータルサイト「千彩万食」に登録された加工食品等で、5日以上賞味期限が設定されていること。食品表示法等に適合し、適正な表示がされていること。

## 4. 対象店舗

- ・あきた美彩館【運営事業者：(株)秋田ニューバイオファーム】  
〒108-0074 東京都港区高輪四丁目10-8 ウィング高輪WEST-Ⅲ 1階  
(TEL：03-5447-1010)
- ・秋田ふるさと館【運営事業者：(株)秋田県物産振興会】  
〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館 1階  
(TEL：03-3214-2670)
- ・秋田県産品プラザ【運営事業者：(株)秋田県物産振興会】  
〒010-0001 秋田県秋田市中通二丁目3-8 アトリオン地下1階  
(TEL：018-836-7830)
- ・秋田空港おみやげ広場あ・えーる【運営事業者：秋田空港ターミナルビル(株)】  
〒010-1211 秋田県秋田市雄和椿川字山籠49 (TEL：018-886-3367)
- ・みちのく夢プラザ【運営事業者：岩手県産(株)】  
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神二丁目7-148 (TEL：092-736-1122)  
※連絡先：(株)秋田県物産振興会 (TEL：018-836-7830)

## 5. 費用

- ・テスト販売に係る商品の送料等の費用は申請事業者の負担
  - ・テスト販売は原則として消化仕入れとし、期間終了後に売れ残った商品は申請事業者あて着払いにより返送
  - ・商品の値入率は当該商品に係る希望小売価格(税抜)の20%相当額
- ※テスト販売終了後に取引に向けた商談を行う際は、各運営事業者と申請事業者の間で改めて販売条件の交渉を行う。

## 6. テスト販売期間

- ・2か月以内 (対象店舗の事情や希望により調整あり)

## 7. 募集時期

- ・通年 (同一年度内に申請は、1事業者につき1回限り、3商品まで)

## 8. 手続きの流れ

事業者から県に申請 → 県は運営事業者に対して実施依頼 → 運営事業者から県に可否回答 → 県から事業者に可否回答 → テスト販売実施 → 実施店舗から県に実施状況等報告 → 県から事業者へ実施結果通知 → 事業者から県へ実施後アンケート提出

## 9. 提出書類

- ・申請書、商品紹介シート、サンプル (1点)

## 10. ウェブサイト

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/4593>

## 11. 申し込み・問い合わせ先

秋田県観光文化スポーツ部 県産品振興課 まるごと売込みチーム (4月1日～)  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
TEL：018-860-2259 E-Mail：[shokusan@pref.akita.lg.jp](mailto:shokusan@pref.akita.lg.jp)

# 76. デジタル活用推進スタッフの配置

— 県内外のバイヤー企業とのマッチング支援 —

## 1. 事業概要

県内食品事業者とその商品情報や県内外のバイヤーニーズをデータベースに集約し、特性に合った売り込み先の選定など県内食品事業者のニーズ対応力を引き上げながら、包括的なマッチングにより全国を視野に入れた販路開拓を支援します。

## 2. 対象者

県内の食品製造事業者、県内外のバイヤー企業等

## 3. 支援内容

食品に係る専門知識を有するスタッフが、商品紹介WEBサイト「[千彩万食](#)」への登録を支援するとともに、各関係機関と連携しながら、販路拡大に向けた取組を支援します。

### 【主な業務】

- (1) 県内食品事業者の情報収集とデータベース化の推進
  - ・ 県内食品事業者の商品やセールスポイント、加工能力等の情報収集
  - ・ ニーズ対応の継続性と対応能力の向上を図るため情報を一元管理
  - ・ 商品紹介WEBサイト「[千彩万食](#)」への登録支援
- (2) 県内外バイヤーの情報収集とパイプづくり
  - ・ 展示会や地域商社等との連携によりバイヤーとのつながりを構築・蓄積
  - ・ バイヤーのニーズ収集
- (3) 県内外のバイヤー企業とのマッチング支援
  - ・ 食品事業者の規模や特性、商流等の分析によるニーズ対応の検討
  - ・ 対応手法の検討と一体的なマッチングによる販路開拓
- (4) 企業の主体的な取組の活用
  - ・ 大手小売事業者や県外食品スーパー等による販売企画など、県産食品の認知度向上に貢献する企業の取組を支援
  - ・ 包括連携協定企業を活用した情報発信、販路開拓の支援

## 4. 問い合わせ先

秋田県総合食品研究センター 総務企画室  
〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄 4-26  
TEL : 018-888-2000  
FAX : 018-888-2008  
E-mail: [info@arif.pref.akita.jp](mailto:info@arif.pref.akita.jp)

## 77. 取引広がる！輸送機産業マッチング促進事業【新規】

—輸送機関連企業の新規成約に向けたマッチングを支援—

### 1. 事業目的

近年、Tier1企業をはじめとする輸送機関連企業の県内集積が進んでいる中、県内企業間のサプライチェーン構築を促進し、取引拡大と地域経済の活性化を図る。

### 2. 対象者

県内の輸送機関連企業

### 3. 事業内容

- ①発注説明会の開催  
県内企業への発注案件を有する企業から発注情報を説明する。
- ②個別商談会の開催  
発注説明会で共有された情報に基づき、個別商談を行う。
- ③成約に向けた実務支援  
個別商談後も県と（公財）あきた企業活性化センターや発注企業等が連携し、技術やコスト面の課題解決に当たる。

### 4. 開催時期

- ①発注説明会②個別商談会：令和8年5月頃の開催を予定

### 5. 問い合わせ先

秋田県産業労働部 商工業振興課 輸送機産業振興室（4月1日～）  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号  
TEL：018-860-2242  
FAX：018-860-3887  
E-mail: [Yusoukisangyo@pref.akita.lg.jp](mailto:Yusoukisangyo@pref.akita.lg.jp)

# 78. 産学官連携次世代イノベーション創出事業

－産学官連携による研究開発等を支援－

## 1. 事業の目的

産学官連携による研究開発の促進に資するため、次世代産業の創出や成長分野への参入につながる先端技術開発、新たな技術分野の開拓等に向けた調査、研究、開発等の取組を支援します。

## 2. 募集分野

- (1) 急成長産業開発分野：D X産業、A Iやバイオ等の急成長し市場が拡大している分野に関連する研究開発を支援
- (2) 次世代産業創出分野：G X産業や宇宙産業等の将来的に県内企業の本格的な参入が期待される分野に関連する研究開発を支援
- (3) 外部研究リソース利活用分野：放射光施設など、県外機関が保有するリソース（研究施設・設備等）を利活用した研究開発を支援

## 3. 対象者

県内企業、大学等（ただし、県内の産学官のうち2以上が連携することが要件）

## 4. 委託額

委託料 300 万円（上限）× 2 件程度

## 5. 対象経費

研究開発に要する費用（設備備品費、人件費、消耗品費、旅費、共同研究費等）

## 6. 事業期間

委託契約の日より令和9年2月26日まで（予定）

## 7. 募集時期

4～5月頃の募集を予定しています。

## 8. 手続きの流れ

事業提案書の提出 → 審査 → 委託先の決定 → 委託契約締結 → 委託事業の実施 → 事業報告書の提出 → 委託料の支払い（概算払いも可）

## 9. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 新産業創造課 産学官連携チーム（4月1日～）  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
TEL：018-860-2247 E-Mail：shinsan@pref.akita.lg.jp

## 79. 秋田県 LED 照明設備切替促進事業【新規】

ワンストップ手続きでの LED 照明設備への切り替えにより  
長期的なコスト削減を後押し

### 1. 事業の目的

県内全域で LED 照明設備への切り替えを希望する事業者を募り、ワンストップ対応による発注手続きの負担軽減、複数案件をまとめることによるスケールメリットを活かした更新費用の低減等を図り、事業者の照明設備の省エネ化による長期的なコスト削減と脱炭素化を後押しします。

### 2. 対象者

県内事業者（大企業も含みます）

### 3. 事業内容

LED 照明設備への切り替えプロジェクトを運営する民間事業者と連携し、プロジェクトへの登録者を募り、現地調査、見積もり、契約、施工、検査までのワンストップ対応により登録者の LED 照明設備への切り替えをサポートします。

（※本事業は補助事業ではありません。）

《本事業の類似案件（参考）》

ちば・ひかりスイッチ（千葉県 LED 照明設備一括切替等支援事業）

<https://value-share.jp/>

### 4. 募集時期

詳細が確定し次第、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」及び別途構築する特設サイトでご案内します。

### 5. 問い合わせ先

秋田県生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

〒010-8572 秋田市山王四丁目1番1号

TEL 018-860-1573 E-Mail [en-ondanka@pref.akita.lg.jp](mailto:en-ondanka@pref.akita.lg.jp)

## 80. 秋田県営水力発電の電気を活用した電力料金プラン (東北電力(株)・東北電力フロンティア(株))

### 1. あきたEネ！割引プラン

県内中小企業等への割安な電力を供給

- ・供給対象：高圧で受電する秋田県内新規立地企業および中小企業等
- ・供給内容：東北電力の標準的な電力量料金単価から約6%割り引いて提供

### 2. あきたEネ！オプション水力100%

秋田県営水力発電所の電力を供給（秋田県内事業所向け）

- ・供給対象：高圧または特別高圧で受電する秋田県内事業所
- ・供給内容：秋田県営発電所で発電した水力100%のCO2フリー電力を供給

東北電力：[https://www.tohoku-epco.co.jp/information/1248042\\_2521.html](https://www.tohoku-epco.co.jp/information/1248042_2521.html)



### 3. あきたEネ！オプション水力100%（県外企業誘致促進枠）

秋田県営水力発電所の電力を供給（秋田県外事業所向け）

- ・供給対象：秋田県内で「あきたEネ！オプション水力100%」の適用を受けている事業所と製品の製造工程で一体であるなど、秋田県内の事業所と密接な関係を有する県外事業所であること等要件を満たす事業所
- ・供給内容：秋田県営発電所で発電した水力100%のCO2フリー電力を供給

東北電力：[https://www.tohoku-epco.co.jp/information/1248194\\_2521.html](https://www.tohoku-epco.co.jp/information/1248194_2521.html)



### 4. 水のチカラ～あきたeでんき～

秋田県営水力発電所の電力を供給（秋田県内一般家庭等向け）

- ・供給対象：低圧で受電する秋田県内の一般家庭等
- ・供給内容：秋田県営発電所で発電した水力100%のCO2フリー電力を供給
- ・その他：基本料金が6か月間無料のAターン応援割

東北電力フロンティア：[https://www.tohoku-frontier.co.jp/plan/akita\\_e\\_denki/](https://www.tohoku-frontier.co.jp/plan/akita_e_denki/)



# 81. 秋田県営水力発電の電気を活用した電力料金プラン (ローカルでんき(株))

## 1. 県水力発電プラン

秋田県産電力（水力、太陽光等）を安価に供給

- ・供給対象：高圧、低圧で受電する事業所、一般家庭等
- ・供給内容：秋田県営水力発電所等で発電した秋田県産の電力を安価に供給

ローカルでんき：<https://www.local-denki.co.jp/service>



## 2. CO<sub>2</sub>フリー100プラン（高圧用）

秋田県営水力発電所の電力を安価に供給（事業所向け）

- ・供給対象：高圧で受電する事業所
- ・供給内容：秋田県営発電所で発電した水力100%のCO<sub>2</sub>フリー電力を供給

## 3. CO<sub>2</sub>フリー100プラン（低圧用）

秋田県営水力発電所の電力を安価に供給（一般家庭等向け）

- ・供給対象：低圧で受電する一般家庭等
- ・供給内容：秋田県営発電所で発電した水力100%のCO<sub>2</sub>フリー電力を供給

ローカルでんき：[https://www.local-denki.co.jp/service\\_company](https://www.local-denki.co.jp/service_company)



## 82. 秋田県営水力発電の電気を活用した電力料金プラン (株)かづのパワー

### 1. かづのの電気 業務用高圧電力

C02 フリー電力（水力、地熱等）を安価に供給（契約電力 500kW 以上）

- ・供給対象：業務用高圧で受電する事業所
- ・供給内容：再エネ電気 100%の C02 フリー電力を供給

### 2. かづのの電気 高圧電力

C02 フリー電力（水力、地熱等）を安価に供給（契約電力 500kW 未満）

- ・供給対象：高圧で受電する事業所
- ・供給内容：再エネ電気 100%の C02 フリー電力を供給

### 3. かづのの電気 低圧電力

C02 フリー電力（水力、地熱等）を安価に供給（小規模店舗等向け）

- ・供給対象：一般家庭や小規模店舗等
- ・供給内容：再エネ電気 100%の C02 フリー電力を供給

### 4. かづのの電気 低圧電灯

C02 フリー電力（水力、地熱等）を安価に供給（一般家庭等向け）

- ・供給対象：一般家庭等
- ・供給内容：再エネ電気 100%の C02 フリー電力を供給

かづのパワー：<https://www.k-power.biz/#top-plan-area>



# 83. 産業デザイン活用促進事業

ーデザイン活用による企業の競争力向上を支援ー

## 1. 事業概要

商品・サービスの企画やリニューアル、HP・パッケージ・リーフレットなどのPRツール、ブランディングにおけるデザイン活用を促進し、企業の競争力向上を支援します。

## 2. 対象者

県内在住の個人事業者、県内中小企業者、個人、任意団体など

## 3. 支援内容

- (1) デザイン相談員による無料相談（窓口・訪問・オンライン）  
予算やスケジュール、ご希望などについてお伺いし、最適なデザイン活用のご提案・アドバイスをいたします。
- (2) デザイナーのマッチング、伴走支援  
ご相談内容に応じて、デザイナー・製造業者・各種専門家の情報提供や紹介をいたします。また、デザイナーへの依頼や契約方法に関するアドバイスなど、中立的な立場からのコミュニケーション支援を行います。
- (3) デザイン活用に関するセミナー等の開催、情報発信  
デザイン活用の導入やスキルアップのためのセミナー等の開催、県内外のデザインに関する情報を集めたメールニュースの配信などを行います。
- (4) ワンストップ支援  
「秋田県よろず支援拠点」や「INPIT 秋田県知財総合支援窓口」ほか支援機関との連携により、デザイン活用を含めた事業計画、知財戦略などについてワンストップで相談対応を行います。

## 4. 相談の流れ

電話またはメールでお問合せ



個別相談（窓口・訪問・オンラインによりお話を伺います）



アドバイス（最適なデザイン活用のご提案やアドバイスをします）



フォローアップ（必要に応じて継続的なフォローをします）



事業ページ

## 5. 問い合わせ先



公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目 1-1 秋田県庁第二庁舎 2階



知財・デザイン支援課 TEL018-860-5614 FAX018-863-2390

## 84. 知的財産有効活用事業

— 知的財産（※）に関する課題の解決を支援 —

※ 知的財産とは、新たに生み出された技術やアイデア、デザイン、蓄積された技術上または営業上の情報、ノウハウなど、それ自体で価値のある情報のことです。ロゴマークや商品の名前なども、長年の使用によって信用やブランドイメージといった無形の財産（ブランド価値）を形成します。

### 1. 事業概要

特許・意匠・商標等の知的財産権にかかる出願やライセンス契約、営業上の情報やノウハウ等の情報管理など、知的財産に関する悩みや課題の解決を支援します。

### 2. 対象者

県内在住の個人事業者、中小企業者、個人、任意団体など

### 3. 支援内容

#### 【知財総合支援窓口】

- ・ あきた企業活性化センター内に設置する「I N P I T秋田県知財総合支援窓口」において、支援担当者による無料相談（窓口・訪問）を行います。
- ・ 専門性が高く、支援担当者による解決が困難な課題等に対しては、知財専門家（弁理士、弁護士等）による無料の相談や訪問を活用し支援します。
- ・ 県内支援機関等において臨時窓口の開催、ニーズに応じて知財活用に関するセミナーや勉強会等を開催します。



窓口HP

#### 【海外出願支援補助金】

国際的な事業展開や知的財産権の侵害に対応するために、海外への特許・意匠・商標等の出願を支援します。

- ・ 助成対象事業：日本国特許庁に既に特許出願等（PCT出願含む。）を行っており、年度内に外国特許庁への出願（マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願については、既に日本国特許庁に対し商標出願を終えており、年度内に日本国特許庁に対し国際登録出願）を行う際にかかる経費を助成します。
- ・ 助成対象経費：外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用
- ・ 助 成 率：助成対象経費の2分の1以内
- ・ 上 限 額：1企業1案件あたり（変更の可能性あり）  
特許／上限 150万円、実用新案・意匠・商標／上限 60万円  
ただし、1企業あたりの助成上限予定額は270万円
- ・ 募 集 時 期：第1回 5月中旬～6月中旬  
第2回 第1回募集分の採択決定後、予算残がある場合実施



事業ページ

### 4. 申し込み・問い合わせ先



公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目 1-1 秋田県庁第二庁舎 2階



知財・デザイン支援課 TEL018-860-5614 FAX 018-863-2390

# 85. 創業支援室（貸し事務室）

－創業する方に低料金で事務室を提供－

## 1. 事業概要

創業・起業家や新たな事業分野への進出等をめざす企業が利用できる貸し事務室を県庁第二庁舎内に開設しています。

## 2. 創業支援室の概要

(1) 所在地 秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎 3階

(2) 室数・面積・使用料等

室名	室数	面積	月額使用料（円）
創業支援室 A	8	25㎡程度	22,000
〃 B	2	48㎡程度	52,380

- ・保証料・敷金等は不要ですが使用料の他に電気料等を負担していただきます。
- ・電話は自己設置となります。

(3) その他の機能

- ・24時間の業務利用が可能です。
- ・入居者専用の駐車場はありません。
- ・各室専用セキュリティカードにより管理していただきます。

## 3. 入居対象事業者

(1) 新規創業者

- ① 県内で新たに事業を開始しようとする個人または会社
- ② 新たに事業を開始した日以後5年を経過していない個人または会社

(2) 組織化、共同化及び組織変更を行おうとする方

- ※ 店舗としての使用、あるいは本社機能が他の場所にある場合の営業拠点や支社等としての使用はできません。ただし、県外企業等による県内進出のための準備としての使用（調査・企画・採用等）を目的とする入居はこの限りではありません。

## 4. 入居期間

1年間。ただし、審査の上、最初の入居から3年間まで更新可能です。



事業ページ

## 5. 募集時期

随時受け付けます。

ただし、空室がない場合は、空室が出るまで入居審査及び入居をお待ち頂くことになります。

## 6. 申し込み先・問い合わせ先



公益財団法人

あきた企業活性化センター



〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階

新事業・設備支援課 TEL 018-860-5702 FAX 018-860-5612

## 86. 産業技術センター 施設・設備

－研究室、設備機器等を開放－

### 1. 事業概要

産業技術センターでは、試験研究、技術支援・相談、技術者養成、研究会活動、研修会・講習会の開催などのほか、県内企業等に施設や設備機器を開放しています。

### 2. 施設・設備の概要

#### (1) 開放研究室

区 分	面積 (㎡)	室数	1室使用料(月額)
開放研究室A (本館)	59	1室	71,130円
開放研究室B (本館)	46	6室	67,890円
開放研究室C (本館)	40	2室	45,260円
高機能開放研究室 (高度技術研究館)	61	5室	99,630円
計		14室	

※高機能開放研究室は特殊ガス(アルゴンガス、窒素ガス)、圧縮空気等を使用できます。

#### (2-1) 講堂・研修室・展示室(本館)

区分	使 用 料			収容人数
	午前9時～12時	午後1時～5時	午前9時～午後5時	
講堂	3,600円	4,800円	8,400円	100人
研修室B	1,110円	1,480円	2,590円	20人
展示室	(1日) 1,360円			

次の付属備品を無料で使用できますので、申込の際にお申し出ください。

・液晶プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード、ワイヤレスマイク

#### (2-2) 視聴覚研修室・研修室(高度技術研究館)

区分	使 用 料			収容人数
	午前9時～12時	午後1時～5時	午前9時～午後5時	
視聴覚研修室	9,900円	13,200円	23,100円	100人
研修室A	3,600円	4,800円	8,400円	24人

#### (3) 設備利用

県内企業等が品質管理、分析評価、加工等に使用できる設備を保有しております。保有設備については、ホームページをご覧ください。

また、企業等が抱える課題等について、企業等に代わって測定・分析等を行う簡易受託研究制度もあります。詳しくはホームページをご覧ください。

### 3. 留意事項

(1) 利用者：特に制限はありません。

(2) 利用日時：原則として、当センター閉庁日を除く、午前9時から午後5時までです。

(3) 利用・申込み方法

あらかじめ電話等により、対象設備、利用日時等を連絡のうえ、当日までに「使用許可申請書」による手続きが必要です。使用が可能な場合は、「使用許可書」をお渡しします。

(4) 使用方法の指導

設備機器の使用方法については、必要に応じて当センター職員が指導します。

(5) 支払方法：当センターが発行する納入通知書によりお支払いいただきます。

### 4. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業技術センター

〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-11

TEL: 018-862-3414 (代表)

URL: <https://www.aitc.pref.akita.jp/>

# 87. 総合食品研究センター 施設・設備

－研究室、設備機器等を開放しています－

## 1. 事業概要

総合食品研究センターでは、県内企業等に施設や設備機器を開放しています。

## 2. 施設・設備の概要

### (1) 開放研究室

区 分	使用料(円)
開放研究室(A) 38m <sup>2</sup>	41,560
開放研究室(B) 36m <sup>2</sup>	39,420
開放研究室(C) 26m <sup>2</sup>	28,420

使用料は月額（光熱水費は別途納入）  
付属の備品：実験台、器具戸棚、ガスコンロ、乾燥棚、ロッカー、机、椅子

### (2) 研修室

区 分	使用料(円)			収容人数
	9:00-12:00	13:00-17:00	9:00-17:00	
研修室 (1)	5,970	7,960	13,930	100
研修室 (2)	1,380	1,840	3,220	40
技術研修室	2,190	2,920	5,110	20

付属設備：プロジェクタ、スクリーン、ホワイトボード、音響設備、インターネット接続

### (3) 品質管理、分析評価、加工等に使用する機器を利用できます。

対象機器はホームページの「施設・設備利用のご案内」から「設備機器及び使用料一覧」をご覧ください。

## 3. 留意事項

	利 用 者	利 用 日 時	申込みや支払の方法
開放研究室	・食品・醸造・バイオ関連事業を行っている、または新たに開始しようとする県内企業等や個人等。 ・本県の食品・醸造・バイオ関連産業発展に寄与する県外企業等で、秋田県内で事業を行う者、または入居後に事業を行う予定の者。	当センターの 閉庁日を除く 08:30～17:15	詳細は、下記 5. 申し込み・問い合わせ先へ。 毎年10月頃（予定）に利用者を募集しますが、空いている場合はいつでも申込みが可能です。
研 修 室	特に制限はありません。	当センターの 閉庁日を除く 09:00～17:00	詳細は、下記 5. 申し込み・問い合わせ先へ。
機 器	特に制限はありません。 使用方法など、総合食品研究センターの職員が指導します。		

## 4. ホームページ

[https://www.arif.pref.akita.jp/02\\_annai.html](https://www.arif.pref.akita.jp/02_annai.html)

## 5. 申し込み・問い合わせ先

秋田県総合食品研究センター 総務企画室  
〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-26  
TEL: 018-888-2000  
FAX: 018-888-2008  
E-mail: [info@arif.pref.akita.jp](mailto:info@arif.pref.akita.jp)

# 88. 県庁第二庁舎 3階「ACTIVE! スペース」

ー県庁内に設置の企業・個人事業者向けコワーキングスペース・個室ブースー

## 1. 事業の目的

秋田県産業振興プラザ（県庁第二庁舎 3階）においてリモート環境等の整備による利便性の向上により、企業間の交流を促進するとともに、県外企業による県内での事業展開の拡大を図る。

＜秋田県産業振興プラザ＞

秋田県産業振興プラザ条例（平成12年4月1日施行）に基づき設置された、本県産業における新たな事業への取組を支援する施設の総称。同フロアに「創業支援室」あり。

## 2. 利用対象者

県内外の企業にお勤め・個人事業主の方、起業を目指している方

## 3. 用途

- ・企業等の作業スペース
- ・ウェブ会議や打ち合わせスペース
- ・貸し切りの企業向けセミナーやミニイベント会場
- ・その他、県事業の説明や経営相談など、県やあきた企業活性化センターによる各種ビジネスサポートを受けることができます。

## 4. 設備等

- ・Wi-Fi環境、充電用の電源（机ごと）、大型モニター
- ・コワーキングスペース（12席＋休憩テーブル4席）
- ・個室型ワーキングブース（1人、2人、4人用／遮音／モニター付属）

## 5. 利用時間

- ・平日の午前9時から午後5時まで（休業日 土日・祝日、年末年始）
- ・コワーキングスペース／1回の予約で最大4時間まで（30分単位）
- ・個室ブース／1回の予約で最大2時間まで（30分単位）

## 6. 利用方法

専用ウェブサイトによる事前予約制（2週間前から予約可）

<https://www.bic-akita.or.jp/active-space/>



事業ページ

## 7. 問い合わせ先



公益財団法人

あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目 1-1 秋田県庁第二庁舎 2階

新事業・設備支援課 TEL:018-860-5702 FAX:018-860-5612



- ・秋田県産業労働部 商工業振興課 経営強化チーム（4月1日～）  
〒010-8572 秋田市山王三丁目 1-1 秋田県庁第二庁舎 3階  
TEL: 018-860-2241 E-Mail: induprom@pref.akita.lg.jp

秋田県中小企業応援キャラクター  
「がんばっけさん」



**がんばれ中小企業！**

《秋田県中小企業応援キャラクター がんばっけさん》  
秋田県中小企業振興委員会の意見を元に、平成27年、秋田公立美術大学の学生を対象に公募を実施。同大学生 荻谷有花さんのデザインを採用しました。  
モチーフは秋田県の県花である「ふきのとう（ばっけ）」。厳しい冬を越え、春一番に咲くふきのとうの力強さで、県内中小企業の力強さを表しています。

---

「令和8年度版 中小企業等支援施策の手引き」

初 版 令和8年3月

秋田県産業労働部商工業振興課  
〒010-8572 秋田市山王三丁目一番一号  
TEL 018-860-2244 FAX 018-860-3869

---